

## 【資料1】地域の概要

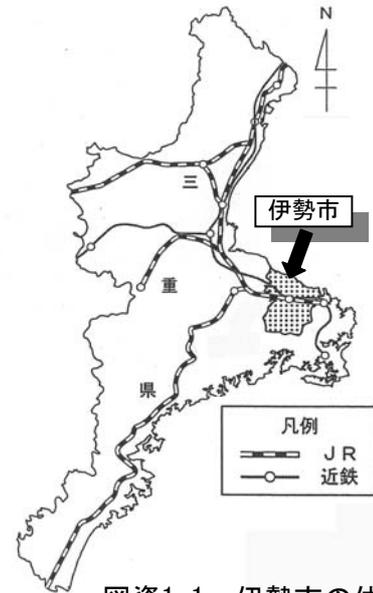
### 1. 自然的条件

#### 1.1 地形などの概要

##### (1) 位置

伊勢市（以下、「本市」という。）は、三重県の東南部に位置し、東は鳥羽市及び志摩市、南は度会郡南伊勢町、西は度会郡度会町及び玉城町ならびに多気郡明和町に接している（平成19年4月1日現在、**図資1-1**参照）。

本市は伊勢志摩国立公園の玄関口に当たり、古くから「お伊勢さん」として広く親しまれてきた町で、神宮宮域を中心に自然景観に恵まれている。



図資1-1 伊勢市の位置

##### (2) 地形

本市の地勢は、隣接する度会町と南伊勢町の境界にそびえる神岳(492m)より八祢宜山(426m)を経て山伏峠(498m)に至る連山を背景に、伊勢湾に向かってゆるい傾斜をなしている。また、市街地を挟んで東に五十鈴川、西に宮川が南北に流れて伊勢湾に注いでいる。

外宮神域の高倉山(117m)の裾野に展開している市街地は、五十鈴川及び宮川に挟まれた標高4～6mの間に形成されているが、伊勢湾に面した田園地帯の標高は2m前後である。

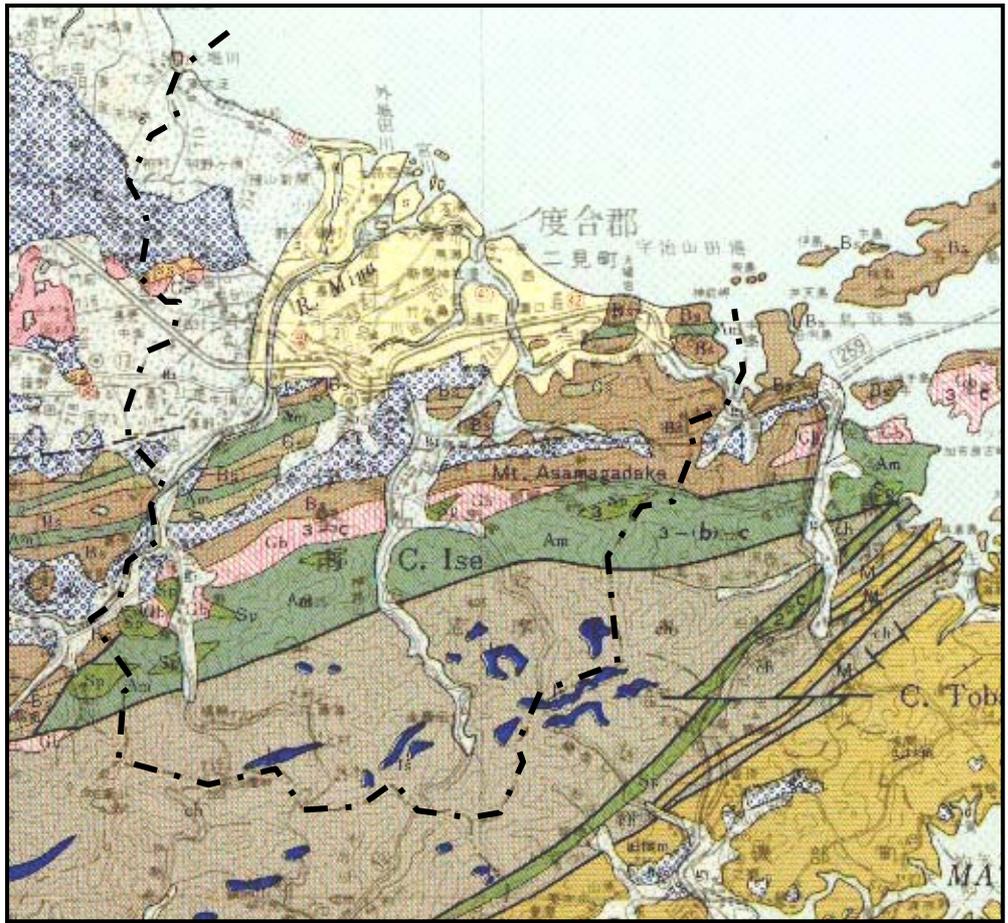
市街地の南側は朝熊山(朝熊ヶ岳555m)、島路山(405m)、鷲嶺(袴腰山548m)、神岳などの8つの山が連なり、市域の約半分(約53%、三重県ホームページ(三重県勢要覧(平成19年刊)市町統計)より)は森林で占められており、神宮の山々とともに山の緑を誇っている。

##### (3) 地質

本市の地質は、山地を構成する古生代の地層と、丘陵地や平地に分布する新生代の地層に分けられる。各地層は、市街地を西南西から東北東にかけて走る中央構造線に並行し、帯状をなしている。

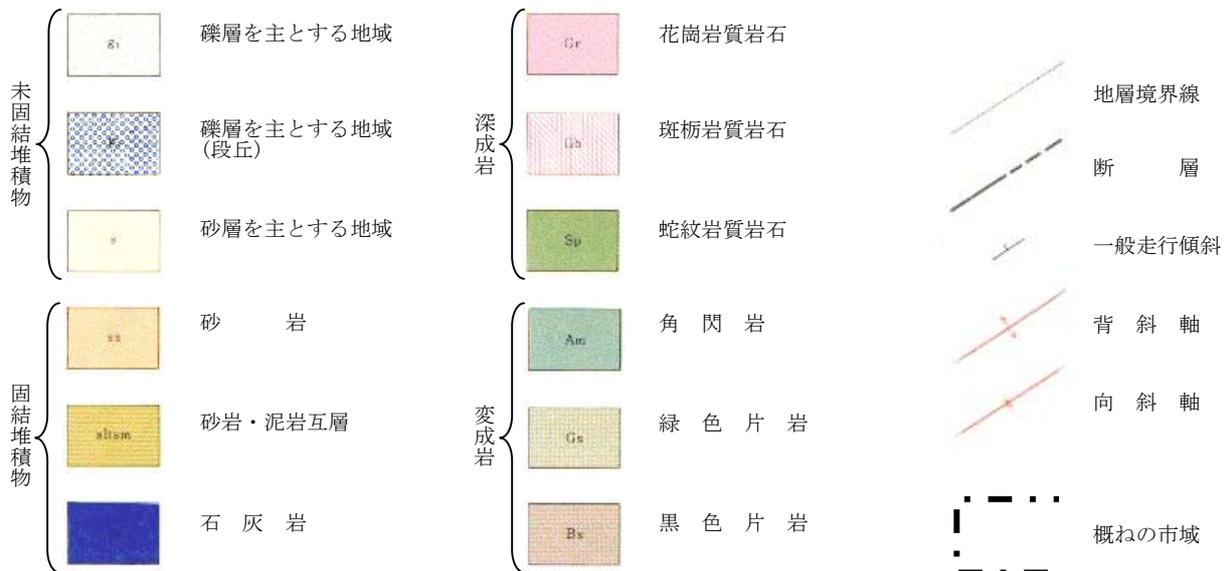
市街地から伊勢湾南岸にかけての中央構造線にまたがる低地は、すべて現在の各河川が形成した沖積層に覆われ、軟弱地盤となっている。

本市周辺の表層地質分布は、**図資1-2**に示すとおりである。



凡 例

(図化範囲内のみ抜粋)



注：凡例名称は、出典資料に忠実に記載した。

(出典：三重県土地分類図(表層地質図)国土庁土地局)

図資1-2 本市周辺の表層地質分布

## 1.2 河川・池沼・海域の概要

本市の河川の状況を、三重県伊勢建設事務所管内図より抜粋して表資1-1、図資1-3に示す。本市を流下する河川は、東の五十鈴川、西の宮川、外城田川、中央の勢田川に代表される。一級河川の宮川は、日出ヶ岳(1,695m)に源を発し、大杉溪谷を刻み、諸支川を合わせて伊勢平野に出て、河口付近で大湊川を分派し伊勢湾に達する、県下最大の河川である。

宮川支川の五十鈴川は、八祢宜山(426m)に源を発し、皇大神宮(内宮)を経て河口付近で勢田川及び大湊川と合流して伊勢湾に注いでいる。

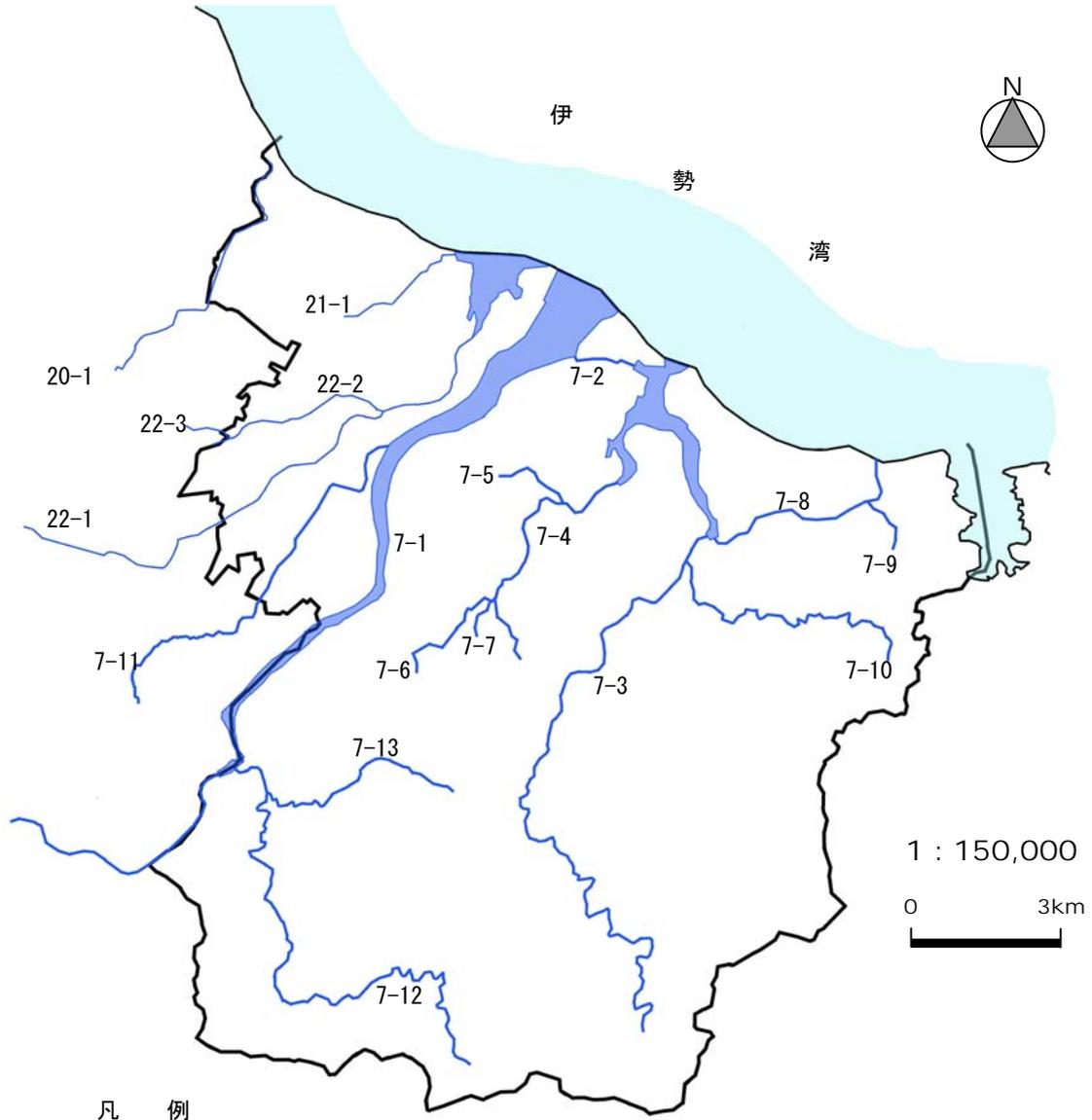
宮川支川の勢田川は、鼓ヶ岳(355m)に源を発し、本市の市街地の中心部を南から北に貫流して五十鈴川河口に流入する。勢田川は市街地の中心を流れており、地盤が低いために生活排水の大半が流入している。これら河川の流量などの状況については後述する。

池沼については、笹原池、落合池など、主として灌漑用に造られた大小のため池が点在している。

海域について、北浜地区海岸(北浜西地先・北浜東地先)・東豊浜地区海岸・江地区海岸・神前地区海岸・松下地区海岸が海岸保全区域になっている(平成19年3月現在、三重県伊勢建設事務所管内図より)。

表資1-1 主要な河川の概要

水域名	河川名	流域面積 (km <sup>2</sup> )	流路延長 (km)	利水状況など
宮川	宮川	920.0	90.7	農業用水、上水道、 内水面漁業権(宮川漁協)
	横輪川	35.6	10.6	農業用水、簡易水道
	大湊川	1.1	1.6	
勢田川	勢田川本川	16.9	6.9	
	朝川	3.1	4.6	
五十鈴川	五十鈴川本川	68.8	21.5	農業用水
	朝熊川	13.1	7.6	
	五十鈴川派川	9.0	4.7	
	松下川	1.7	1.8	
外城田川	外城田川	51.7	7.7	



凡 例

—— 1級河川

—— 2級河川

河川一覧表

水系番号	河川番号	河川名	水系番号	河川番号	河川名	
1 級 河 川			1 級 河 川			
7	1	宮 川	7	11	汁谷川	
	2	大湊川		12	横輪川	
	3	五十鈴川		13	雨沢川	
	4	勢田川	2 級 河 川			
	5	桧尻川	20	大堀川	1	大堀川
	6	朝 川	21	江川	1	江川
	7	朝川支川	22	外城田川	1	外城田川
	8	五十鈴川派川			2	相合川
	9	松下川			3	有田川
	10	朝熊川				

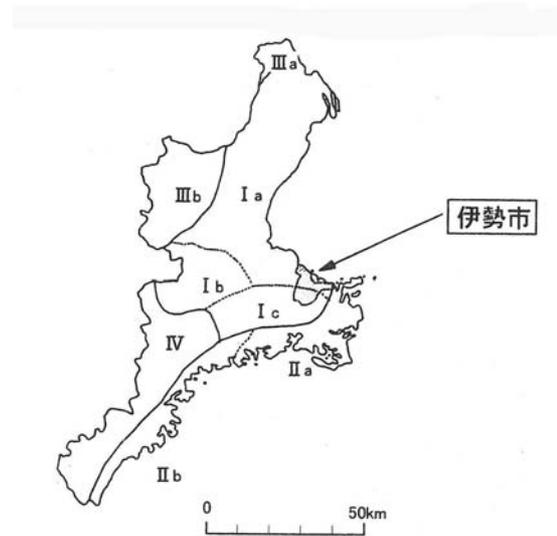
三重県伊勢建設事務所管内図（平成19年3月現在）より作成

図資1-3 市域の1級・2級河川の状況

### 1.3 気象条件

#### (1) 気候の概況

本市の気候は、**図資1-4**に示すとおり、伊勢湾に面した地域では「標準的な東海型の気候区で、年平均気温14～15℃、年降水量1,800mm内外」の区域となっており、また山地よりの地域では、「東海型と南海型との漸移的な気候区で、降水量が多くなり、年2,000mmをこえる」の区域となっている。



各気候区の特徴は以下のとおり

- I a…標準的な東海型の気候区。年平均気温14～15℃、年降水量1,800mm内外。
- I b…東海型の気候区であるが、内陸的な特性を持ち、寒暑の差がやや大きい。
- I c…東海型と南海型の漸移的な気候区。降水量が多くなり、年2,000mmを超える。
- II a…寒暑の差の少ない海洋的な気候区。南海型。年平均気温は16℃をこえる。年降水量は2,000～2,500mm。
- II b…II aよりさらに温暖多雨である。年平均気温16～17℃、年降水量は2,500mmをこえ、ところによっては3,000mm以上にもなる。
- III a…内陸的な気候でかつ冬の降水量が多い。年降水量も2,000mmをこえる。
- III b…内陸的気候の典型。寒暑の差が大きく年降水量は1,500mm程度。
- IV…南海型の気候に似ているが、内陸的または山岳的な特性が濃い。山岳部は冬特に低温となる。年降水量は3,000mm以上で4,000mmをこえるところもある。

(出典：三重県郷土資料叢書 第69集「三重県の地理」)

**図資1-4 三重県の気候区分**

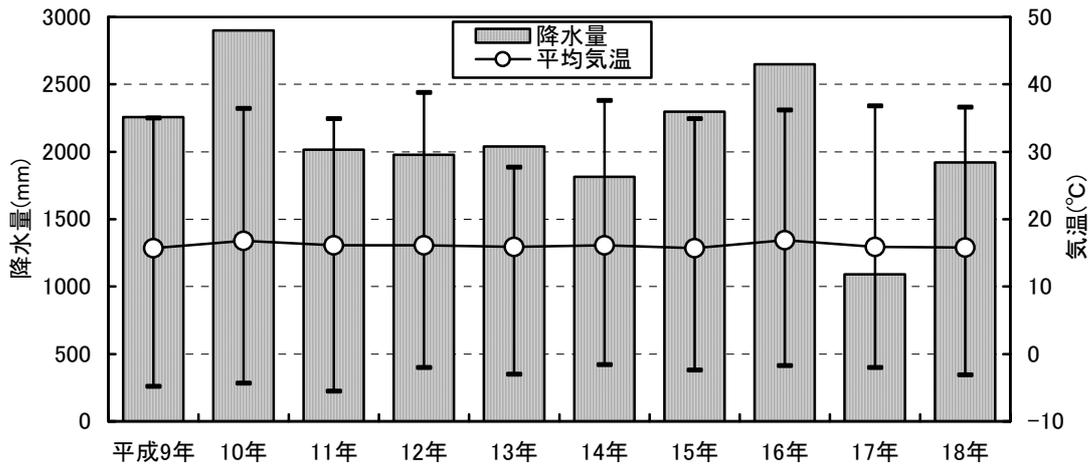
#### (2) 気象状況

本市域内の伊勢市消防本部における気象の観測結果について、**図資1-5～6**に示す。

年降水量は、過去10年間の平均で約2,100mmであり、過去10年間で最も少なかったのは平成17年で1,090mm、最も多かったのは平成10年の2,900mmであった。年変動では、多雨年、少雨年のばらつきが大きい。また月変動(平成18年)を見ると、台風時期の9月が最も降水量が多い。

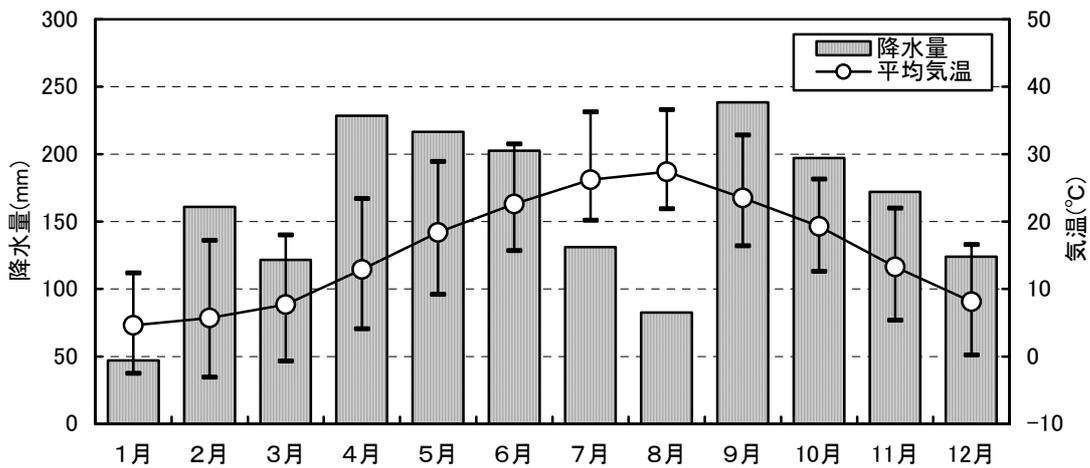
気温については、過去10年間では、平均気温がほぼ横ばいである。最高気温極値は各年とも35℃をこえており、最低気温極値は各年とも氷点下となっていることから、寒暑の差は大きい。

なお、伊勢市消防本部における気象観測結果のうち、風向風速については、平成18年の観測値を見ると、風向では夏季は南、冬季は西～北西の頻度が高く、平均風速ではおおむね3m/秒程度である。



注：気温の高低線は、各年の最高気温から最低気温（それぞれ極値）の幅を示す。  
 出典：各年市勢統計要覧(伊勢市、資料：消防本部)。一部極致については津地方気象台小俣観測所の値を引用。

図資1-5 年降水量と平均気温の推移



注：気温の高低線は、各年の最高気温から最低気温（それぞれ極値）の幅を示す。  
 出典：市勢統計要覧2006年版(伊勢市、資料：消防本部)

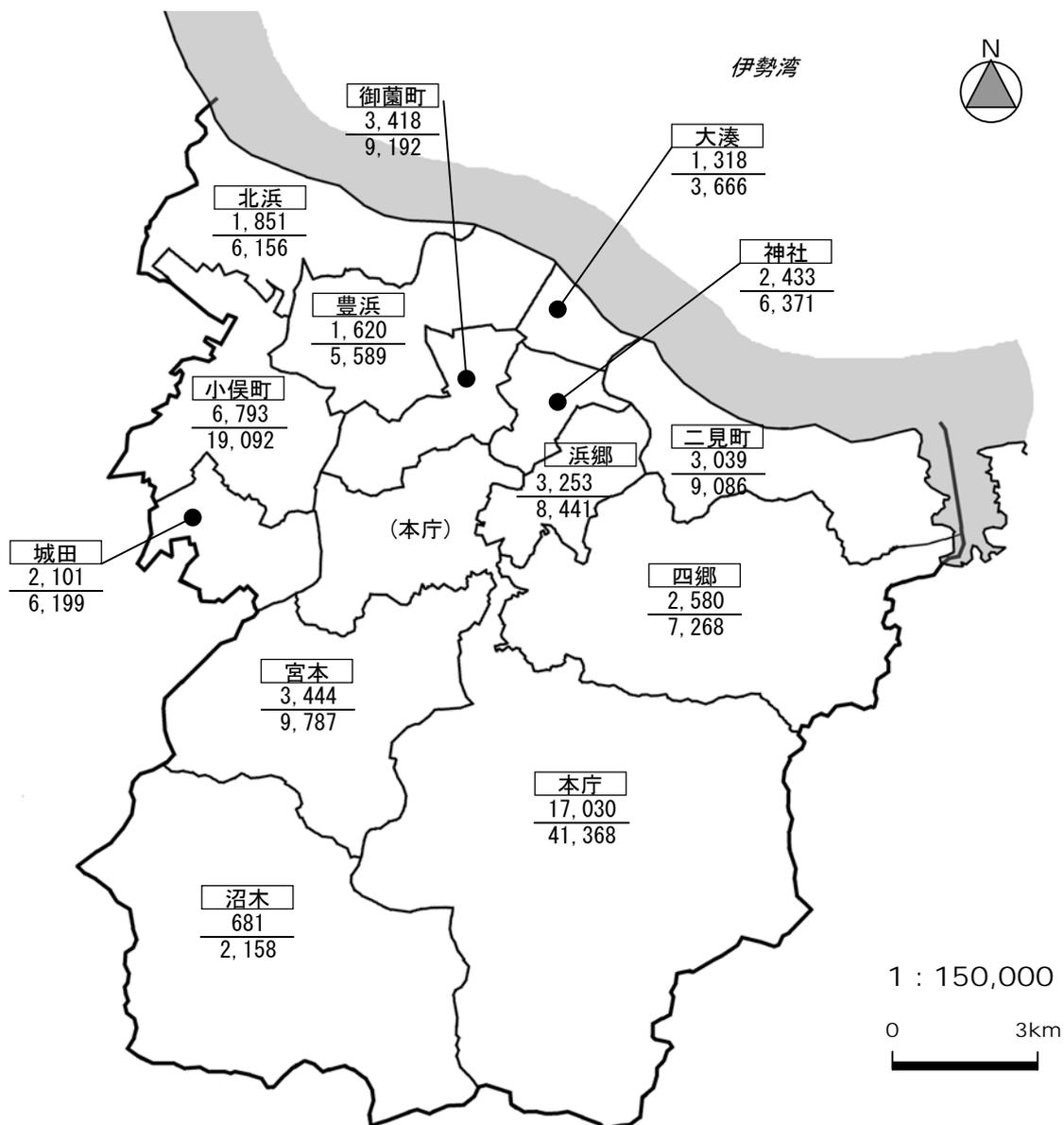
図資1-6 月降水量と平均気温の推移（平成18年）

## 2. 社会的条件

### 2.1 行政区画

本市の行政地域区分を図資1-7に示す。

なお、図中の数値は、各行政区分の世帯数(上段)及び人口(下段)を示している(詳細は次ページの「人口・世帯数の動向」を参照)。



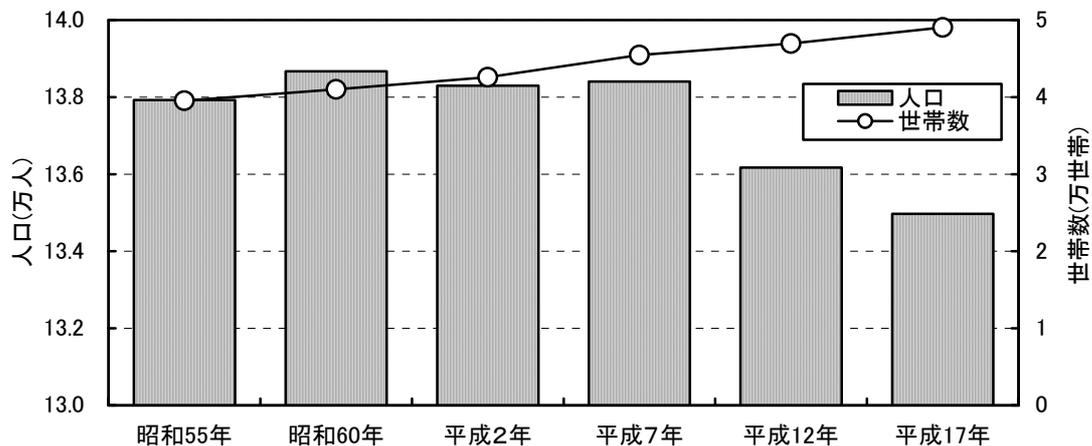
注：図中数値（H18年10月1日現在）は、以下を示す  
上段：世帯数(単位：世帯)  
下段：人口(単位：人)

(資料：行政経営課)

図資1-7 本市の行政地域区分

## 2.2 人口・世帯数の動向

本市域の人口は、平成18年10月1日現在134,373人で、近年僅かに減少する傾向である。一方、世帯数は上昇傾向であり、この結果平均世帯人員は減少傾向である。なお、年齢別にみると高齢化が進行しており、総人口に占める老年人口(65歳以上人口)の割合は全国(20.8%、総務省統計局ホームページ(平成18年10月1日現在推計人口)より)と比較してもやや高く、23.3%(平成18年10月1日現在、市勢統計要覧2006年版より)となっている。



資料：各年国勢調査(10月1日現在)

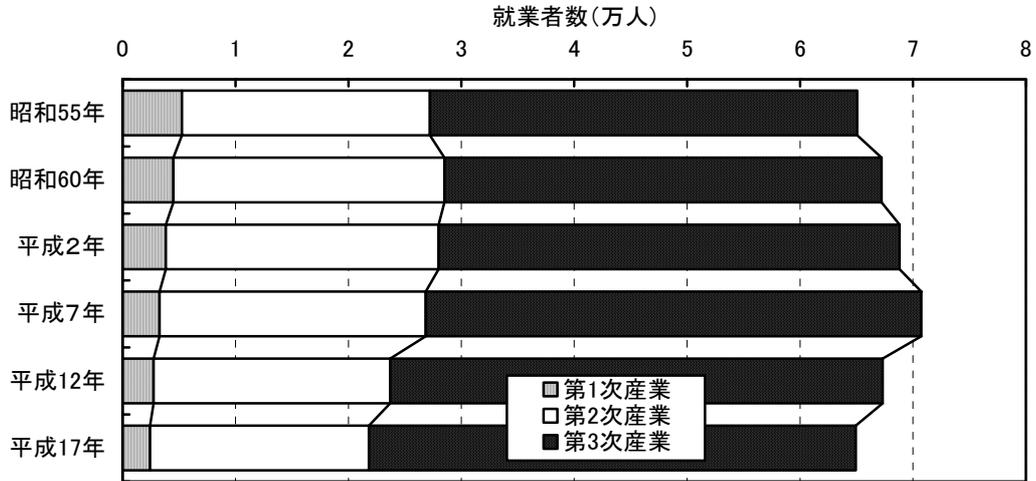
図資1-8 人口・世帯数の推移

地区別については、前ページ図資1-7に、平成18年10月1日現在の世帯数及び人口を示したが、これによると、世帯数・人口ともに本庁が最も多く、次いで小俣町、宮本、御菌町の順となっている。

## 2.3 産業の動向

### (1) 産業の概況

産業別就業人口の推移は、**図資1-9**のとおりである。第1次産業及び第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向であり、平成7年以降、総就業者数は、全人口と同様、減少傾向である。

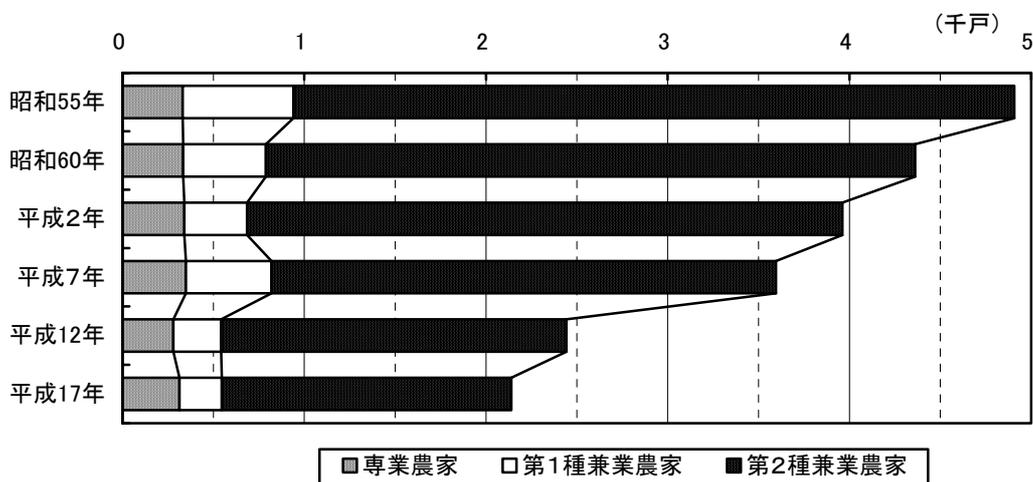


資料：各年国勢調査(10月1日現在)

図資1-9 産業別就業人口の推移

### (2) 第1次産業（農林水産業）

農業について、専兼業別農家数の推移は、**図資1-10**のとおりである。農家総数は年々減少傾向にあり、第2種兼業農家数の減少が顕著である。



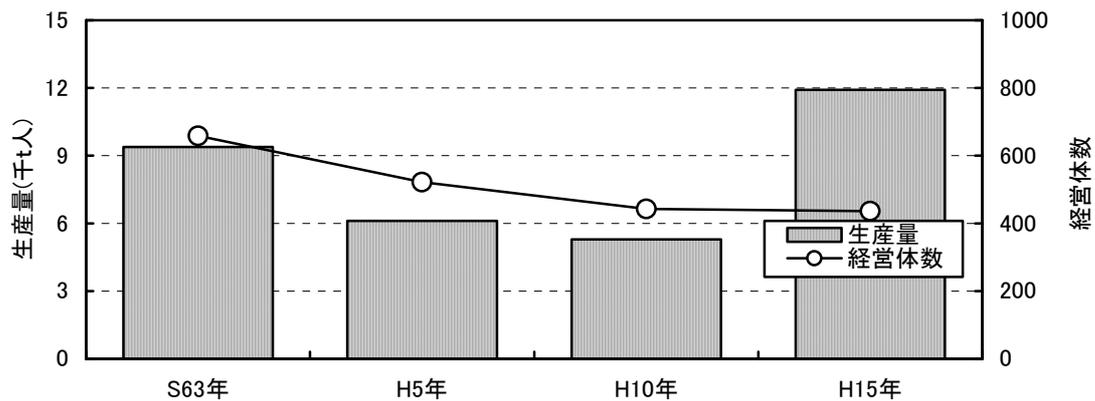
資料：農林業センサス(各年2月1日現在)

図資1-10 専兼業別農家数

また林業について、市域の林野面積10,539haのうち、10,440haと大部分が私有林である。林業の経営規模は零細で、保有山林面積10ha未満の林業経営体数が14と市の総数(32)の約半分である(2005年農林業センサスより)。

水産業について、海面漁業・養殖業の生産量と経営体数の推移を図資1-11に示す。経営体数は年々減少傾向であるが、生産量は近年増加している。

なお、本市で最も盛んなのは採貝業であり、平成17年1月現在での経営体数は267と市の総数(375)の71%を占めている。また、この他のり養殖業の生産重量も割合が高く、平成17年で1,673tの収穫量がある(市勢統計要覧2006年版より)。

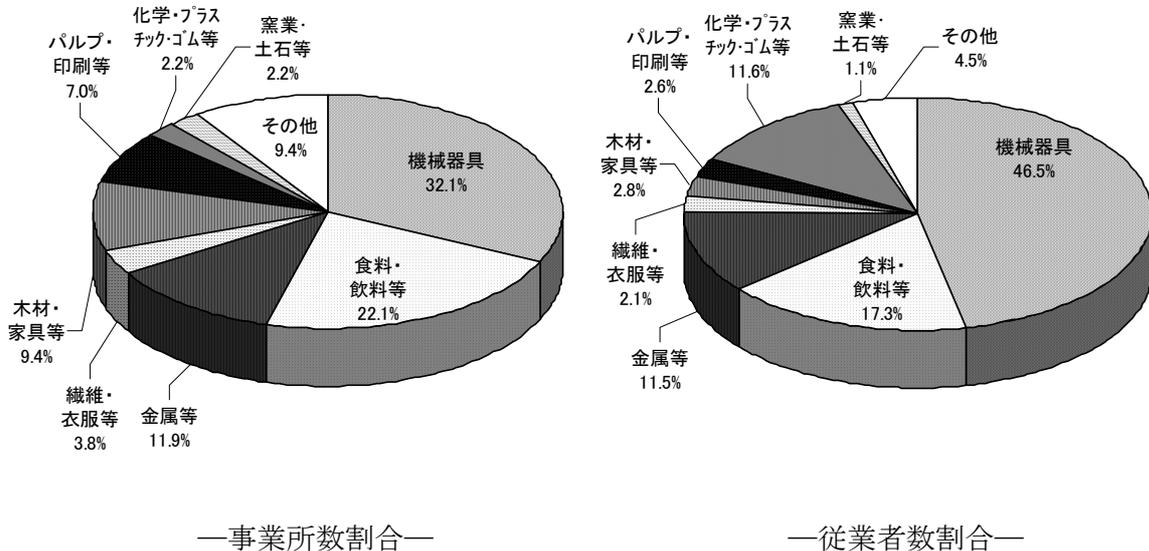


出典：生産量 三重農政事務所統計部「三重農林水産統計年報」  
 経営体数：漁業センサス(各年11月1日現在)

図資1-11 海面漁業・養殖業の生産量と経営体数

### (3) 第2次産業（工業など）

本市における、平成17年12月31日現在の分類別工業事業所数割合と従業者数割合は、図資1-12のとおりである。事業所数・従業者数ともに機械器具製造業が最も多い。



資料：工業統計調査(平成17年12月31日現在)

注:本図においては、図化のため、類似した産業分類を統合して表示している(統合前の分類詳細については下表参照)。また、割合の多い分類を優先的に表示している。四捨五入の関係で割合の合計が100%にならない場合がある。

図資1-12 分類別工業事業所数割合と従業者数割合

表資1-2 分類別工業事業所数、従業者数と製造品出荷額

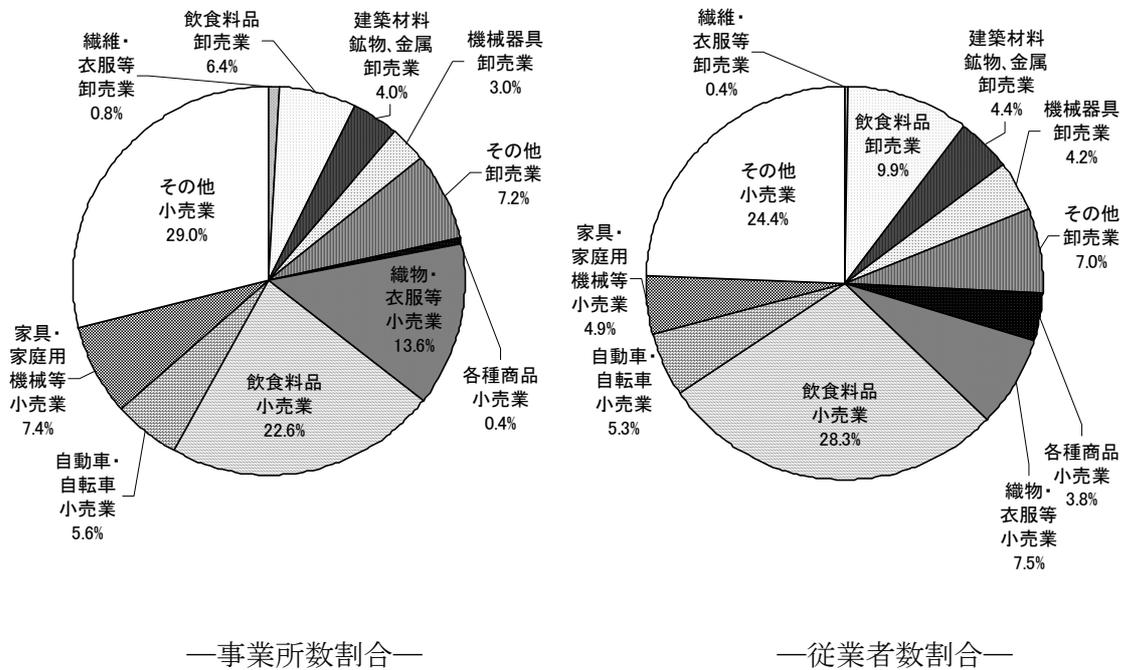
区分		事業所数	従業者数	製造品出荷額等(億円)	区分		事業所数	従業者数	製造品出荷額等(億円)
食料・飲料等	食料品	81	1,943	390.5	金属等	鉄鋼	7	89	19.4
	飲料・たばこ・飼料	1	29	X		非鉄金属	2	29	X
繊維・衣服等	繊維工業製品	5	106	15.6	機械器具	金属製品	35	1,199	150.6
	衣服・その他繊維製品	9	130	6.1		一般機械器具	45	1,127	183.8
木材・家具等	木材・木製品	16	136	12.5	電気機械器具	17	645	336.9	
	家具・装備品	19	185	16.7	情報通信機械器具	4	156	38.2	
パルプ・印刷等	パルプ・紙・紙加工品	5	49	13.8	電子部品・デバイス	25	1,431	317.8	
	印刷・印刷関連業	21	248	33.0	輸送用機械器具	26	1,920	520.6	
化学・プラスチック・ゴム等	化学工業製品	1	218	X	精密機械器具	2	40	X	
	プラスチック製品	6	70	5.7	その他製品	35	518	102.2	
	ゴム製品	1	1,040	X					
窯業・土石製品		8	122	16.5	総数	371	11,430	2949.0	

注：Xは統計法による秘匿数字

資料：工業統計調査(平成17年12月31日現在)

(4) 第3次産業（商業など）

本市における、平成16年6月1日現在の、分類別商業事業所数割合と従業者数割合は、図資1-13のとおりである。事業所数・従業者数ともに飲食料品小売業が最も多い。



注：四捨五入の関係で割合の合計が100%にならない場合がある。

資料：商業統計調査(平成16年6月1日現在)

図資1-13 分類別商業事業所数割合と従業者数割合

表資1-3 分類別商業事業所数、従業者数と年間商品販売額

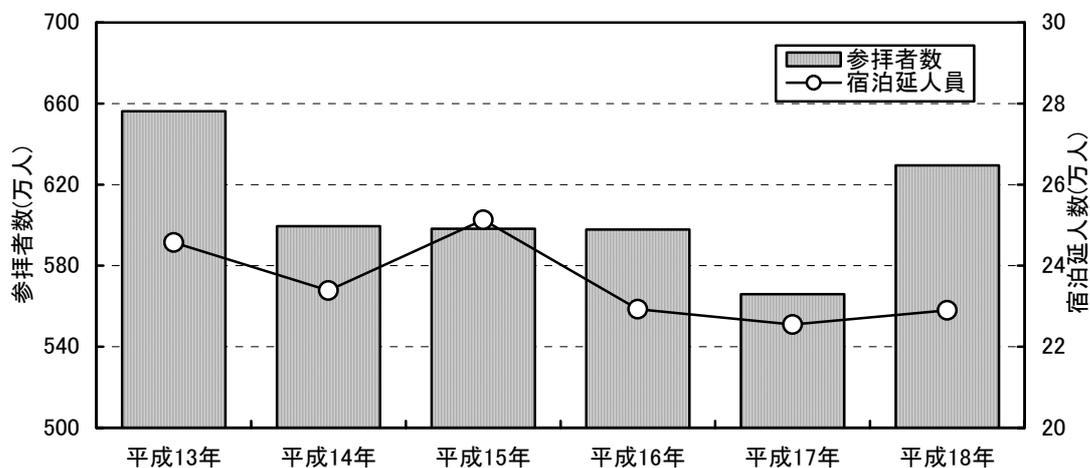
区分	事業所数	従業者数	年間商品販売額(百万円)	区分	事業所数	従業者数	年間商品販売額(百万円)
卸売業	494	3,591	153,662	小売業	1,803	10,269	149,994
各種商品	-	-	-	各種商品	9	531	X
繊維・衣服等	19	54	X	織物、衣服等	312	1,035	12,051
飲食料品	147	1,368	X	飲食料品	519	3,918	49,948
建築材料、鉱物、金属	92	605	X	自動車、自転車	128	730	23,803
機械器具	70	588	17,444	家具、家庭用機械等	169	674	10,837
その他	166	976	51,420	その他	666	3,381	X
				総数	2,297	13,860	303,656

注：Xは統計法による秘匿数字。

資料：商業統計調査(平成16年6月1日現在)

### (5) 観光の状況

本市を訪れる観光客のほとんどは、神宮への参拝者である。近年では約600万人の人々が参拝に訪れており、特に初参り客が訪れる1月に多くなっている。また、参拝者の9割以上が日帰り観光客となっている。

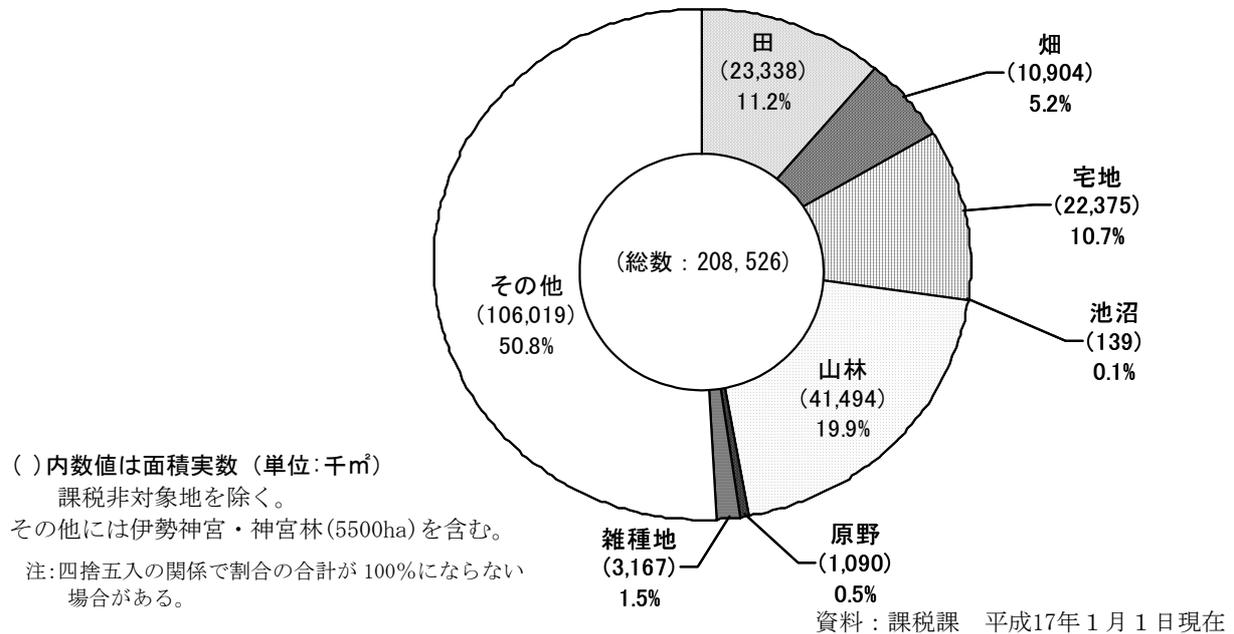


資料：観光企画課

図資1-14 伊勢神宮参拝者数及び旅館宿泊者数

## 2.1 土地利用状況

本市における地目別土地面積は、**図資1-15**のとおりである。田、山林が多くを占めている。



図資1-15 地目別土地面積

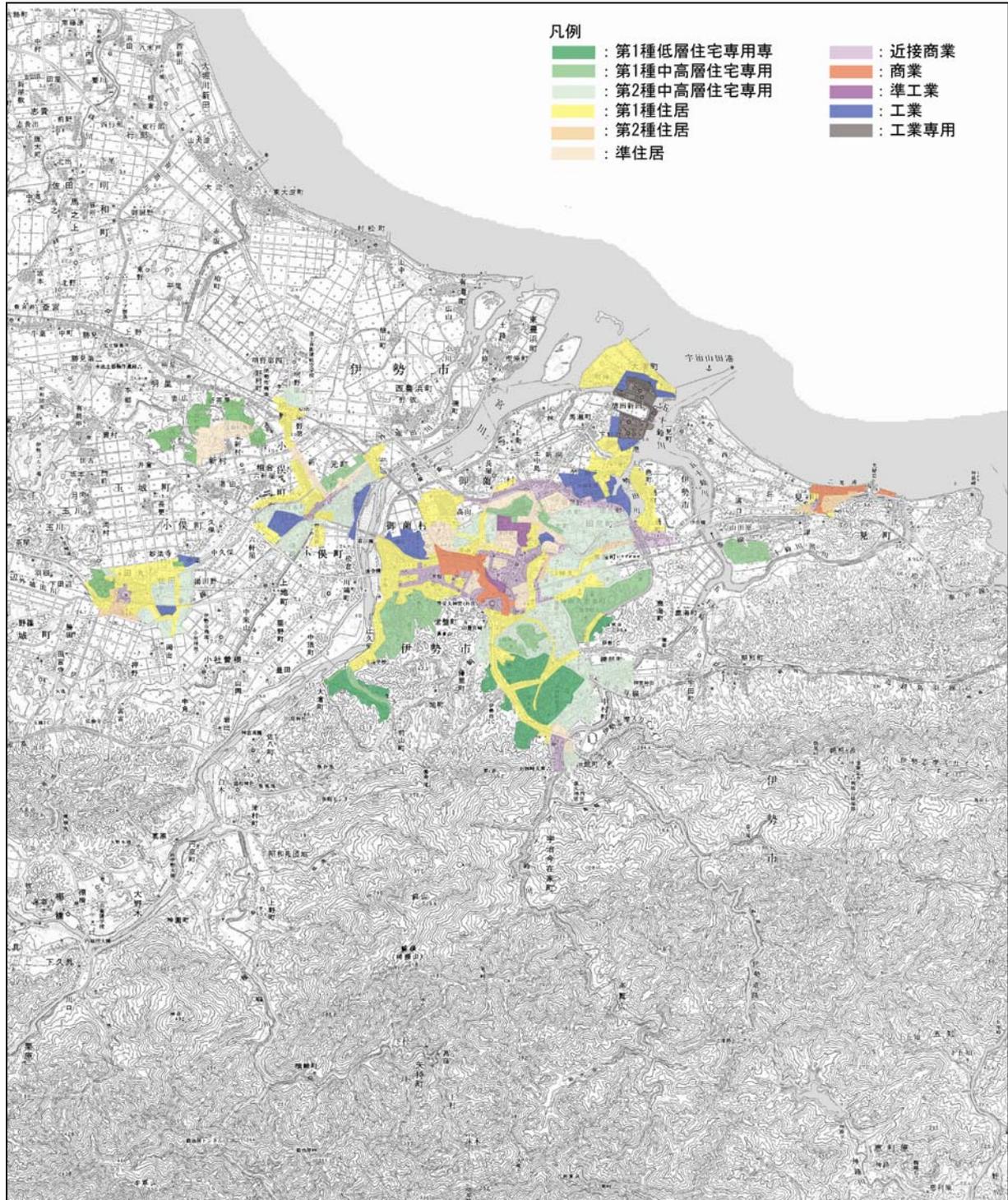
また、本市の都市計画用途地域指定は**表資1-4**に示すとおりであり、住居系の用途地域指定が最も多く、全体の約8割である。

農業振興地域については、6,828haとなっている。

表資1-4 都市計画用途地域指定 (市域のみ)

用途区分	面積 (ha)	構成比 (%)
第1種低層住居専用地域	269.0	11.8
第1種中高層住居専用地域	268.8	11.8
第2種中高層住居専用地域	495.6	21.8
第1種住居地域	557.7	24.5
第2種住居地域	169.1	7.4
準住居地域	15.8	0.7
近隣商業地域	132.9	5.8
商業地域	78.5	3.5
準工業地域	109.7	4.8
工業地域	113.7	5.0
工業専用地域	66.3	2.9
合計	2277.1	100.0

平成19年3月23日 伊勢市告示第30号



図資1-16 都市計画用途地域図

## 2.5 水利用状況

### (1) 水利用の概況

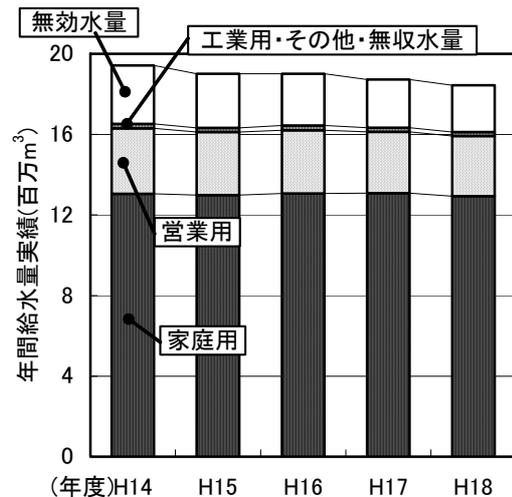
各河川の利水状況は、前出の表資1-1に示したとおり、宮川では上水道用として伊勢市上水道（約10,000m<sup>3</sup>/日）に利用されており、また農業用として宮川用水（10.438m<sup>3</sup>/秒）に利用されている（以上、「宮川水系河川整備基本方針」平成19年、国土交通省河川局より）。

五十鈴川では、農業用水として利用されている。勢田川では、上流部で一部農業用水として利用されているが、他にはほとんど水利用されていない。横輪川では、農業用水として利用されている。

### (2) 上水道及び簡易水道

本市における水道事業の概要を表資1-5に、水道需要状況を図資1-17に示す。

本市の上水道は、宮川両岸で4ヶ所、五十鈴川左岸で1ヶ所の水源地を有し、さらに蓮ダムを水源に持つ南勢水道用水からも受水し、給水能力は上水道全体で92,030m<sup>3</sup>/日である。また、矢持町では簡易水道が利用されている。



出典：各年刊三重県統計書他

図資1-17 水道需要状況の推移

表資1-5 水道事業の概要

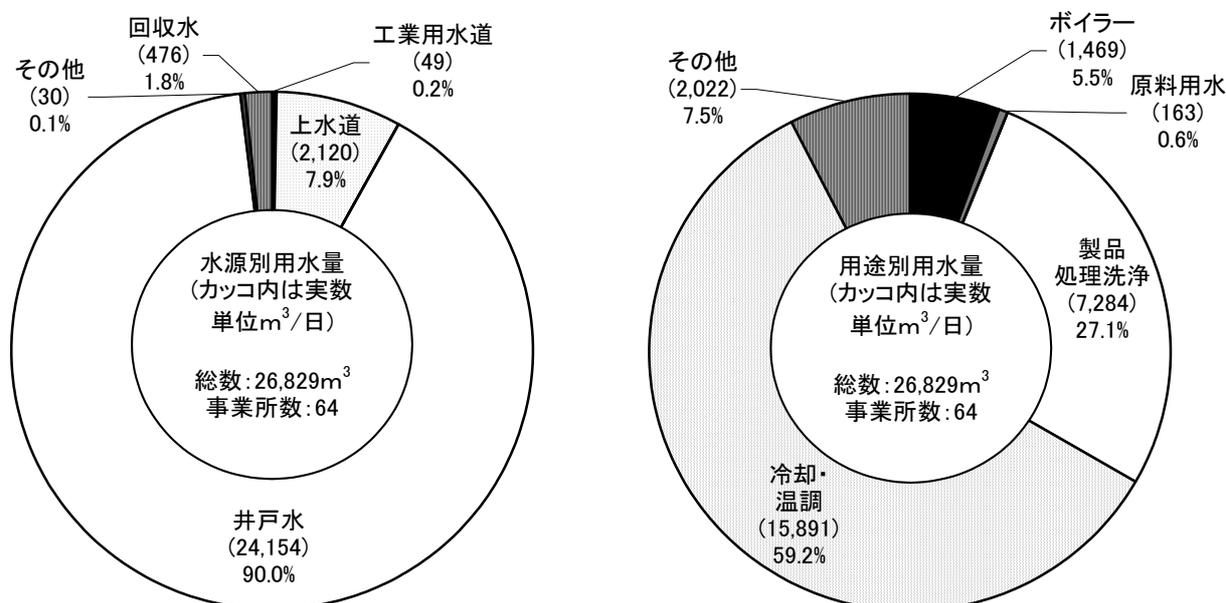
系統 (水源施設名)	水源 原水の種類	処理方式 (処理能力)	配水池	給水区域
1. 宮川系統 (中須水源地)	地下水	次亜塩素酸消毒 (29,000m <sup>3</sup> /日)	宮川配水池(5,000m <sup>3</sup> )	中須町ほか
2. 宮川系統 (宮川水源地)	伏流水	次亜塩素酸消毒 (10,000m <sup>3</sup> /日)	二俣配水池(3,375m <sup>3</sup> )	二俣四丁目ほか
3. 五十鈴川系統 (五十鈴川水源地)	地下水	次亜塩素酸消毒 (6,000m <sup>3</sup> /日)	桜木配水池(1,000m <sup>3</sup> ) 勢田配水池(3,000m <sup>3</sup> )	桜木町ほか
4. 櫛田川系統 (多気浄水場)	県水受水	浄水受水 (30,000m <sup>3</sup> /日)	楠部配水池(6,000m <sup>3</sup> ) 北部配水場(2,000m <sup>3</sup> )	通町ほか 西豊浜町ほか
5. 横輪川系統 (床ノ木水源地、下村水源地)	表流水 地下水	次亜塩素酸消毒 (42m <sup>3</sup> /日)	床ノ木配水池(22.5m <sup>3</sup> ) 下村配水池(22.5m <sup>3</sup> )	矢持町
6. 宮川系統 (宮前第1水源地)	地下水	次亜塩素酸消毒 (5,180m <sup>3</sup> /日)	小俣配水場(1,800m <sup>3</sup> )	小俣町
7. 宮川系統 (宮前第2水源地)	地下水	次亜塩素酸消毒 (4,550m <sup>3</sup> /日)		
8. 櫛田川系統 (多気浄水場)	県水受水	浄水受水 (2,300m <sup>3</sup> /日)	二見配水池(2,750m <sup>3</sup> )	二見町
9. 櫛田川系統 (多気浄水場)	県水受水	浄水受水 (5,000m <sup>3</sup> /日)		

給水能力計 上水道：92,030m<sup>3</sup>/日、簡易水道42m<sup>3</sup>/日、合計：92,072m<sup>3</sup>/日

出典：上水道課（平成19年3月）

### (3) 工業用水

本市における工業用水は、平成17年現在、**図資1-18**のような状況となっている。工業用水には、上水道(一部工業用水道)、井戸水、回収水などが利用されており、水源別には井戸水が90%を占めている。また、用途別には、冷却・温調用水が約59%と最も多い



注：四捨五入の関係で割合の合計が100%にならない場合がある。

出典：平成20年刊三重県統計書  
資料：「三重の工業」(平成17年現在)

**図資1-18 工業用水の水源別・用途別内訳**

### (4) 農業用水

本市における農業用水は、宮川用水、五十鈴川、横輪川、ため池などから取水している。

特に宮川用水は平成18年度(平成19年3月末)で市域の受益面積2,252haであり、本市の農用地の大部分を潤している。

## 2.6 生活排水処理形態別人口

平成19年度末における伊勢市の生活排水処理形態別人口を下表に示す。

表資1-6 生活排水処理形態別人口の現況

(単位：人)

区 分	現況年次 (平成19年度)
行政区域内人口	135,507
計画処理区域内人口	135,507
水洗化人口	104,194
排水処理	55,601
公共下水道人口	24,311
農業集落排水人口	2,090
合併処理浄化槽人口	29,200
排水未処理 単独処理浄化槽人口	48,593
非水洗化人口	31,313
計画収集(し尿収集)人口	31,313
自家処理人口	0

## 2.7 集落の状況

生活排水処理施設の整備に係る処理区域の設定や施設の管理・運営、汚泥の再利用などの方法を決定するためには、集落間の連帯意識が重要な判断要素となる。

本市の行政地域区分及び人口・世帯数は先に示したとおりであるが、この地域をさらに細分化した地区で自治会を始め自主的なコミュニティ活動が行われている。

## 2.8 開発計画

現在、本市における具体的な大規模開発計画はない。

## 【資料2】水質の現況及び動向

### 1. 環境基準などの設定状況

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準を以下に整理する。

本市を流れる外城田川、宮川、勢田川、五十鈴川には環境基準が設定されている。また海域については、伊勢地先海域に環境基準が設定されている。この環境基準の設定状況は、表資2-1のとおりである。なお、人の健康の保護に関する環境基準は、この指定によらずすべての公共用水域に適用される。

表資2-1 本市域における環境基準の設定状況

水 域 名		達成 期間	類 型	環境基準点	指定年月日 (見直し年月日)
河 川	外城田川上流(大野橋より上流)	イ	B	大野橋	S48.3.23
	外城田川下流(大野橋より下流)	ロ	C	野依橋	S48.3.23
	宮川上流(船木橋より上流(宮川ダム、三瀬谷ダムを含む。))	イ	AA	船木橋	S48.3.23
	宮川下流(船木橋より下流)	イ	AA	度会橋	S48.3.23 (H10.3.31)
	勢田川(全域)	ハ	C	勢田大橋	S48.3.23
	五十鈴川(宇治橋より上流)	イ	AA	宇治橋	S49.5.10
	五十鈴川(宇治橋より下流(派川を除く))	イ	A	堀割橋	S49.5.10
海 域	伊勢地先海域	イ	B	伊勢地先 海域 St-4	S46.5.25
	伊勢湾(二)	イ	II		H8.2.27 (H14.3.15)

達成期間は「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成。環境基準点位置は後述図資2-1参照

表資2-2 人の健康の保護に関する環境基準

項目名	基準値	項目名	基準値
カドミウム	0.01mg/λ 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/λ 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/λ 以下
鉛	0.01mg/λ 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/λ 以下
六価クロム	0.05mg/λ 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/λ 以下
砒素	0.01mg/λ 以下	チウラム	0.006mg/λ 以下
総水銀	0.0005mg/λ 以下	シマジン	0.003mg/λ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/λ 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/λ 以下
ジクロロメタン	0.02mg/λ 以下	セレン	0.01mg/λ 以下
四塩化炭素	0.002mg/λ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/λ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/λ 以下	ふっ素	0.8mg/λ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/λ 以下	ほう素	1mg/λ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/λ 以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/λ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/λ 以下		
備考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、別に定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。			
4 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。			

表資2-3 河川の水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全、及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/λ 以下	25mg/λ 以下	7.5mg/λ 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴、及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/λ 以下	25mg/λ 以下	7.5mg/λ 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/λ 以下	25mg/λ 以下	5mg/λ 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産3級、工業用水1級、及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/λ 以下	50mg/λ 以下	5mg/λ 以上	—
D	工業用水2級、農業用水、及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/λ 以下	100mg/λ 以下	2mg/λ 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/λ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/λ 以上	—

備考

1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/λ以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

(注)

1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/λ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/λ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/λ 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/λ 以下

備考 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

表資2-4 海域の水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

項目		基準値				
類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分など)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/λ 以下	7.5mg/λ 以上	1,000MPN/100mλ 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水、及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/λ 以下	5mg/λ 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/λ 以下	2mg/λ 以上	—	—

備考

1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mλ 以下とする。  
(注)

1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
    〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

項目		基準値	
類型	利用目的の適応性	全窒素 (T-N)	全りん (T-P)
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/λ 以下	0.02mg/λ 以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/λ 以下	0.03mg/λ 以下
Ⅲ	水産2種、及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/λ 以下	0.05mg/λ 以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、 生物生息環境保全	1mg/λ 以下	0.09mg/λ 以下

備考

1 基準値は年平均値とする。  
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。  
(注)

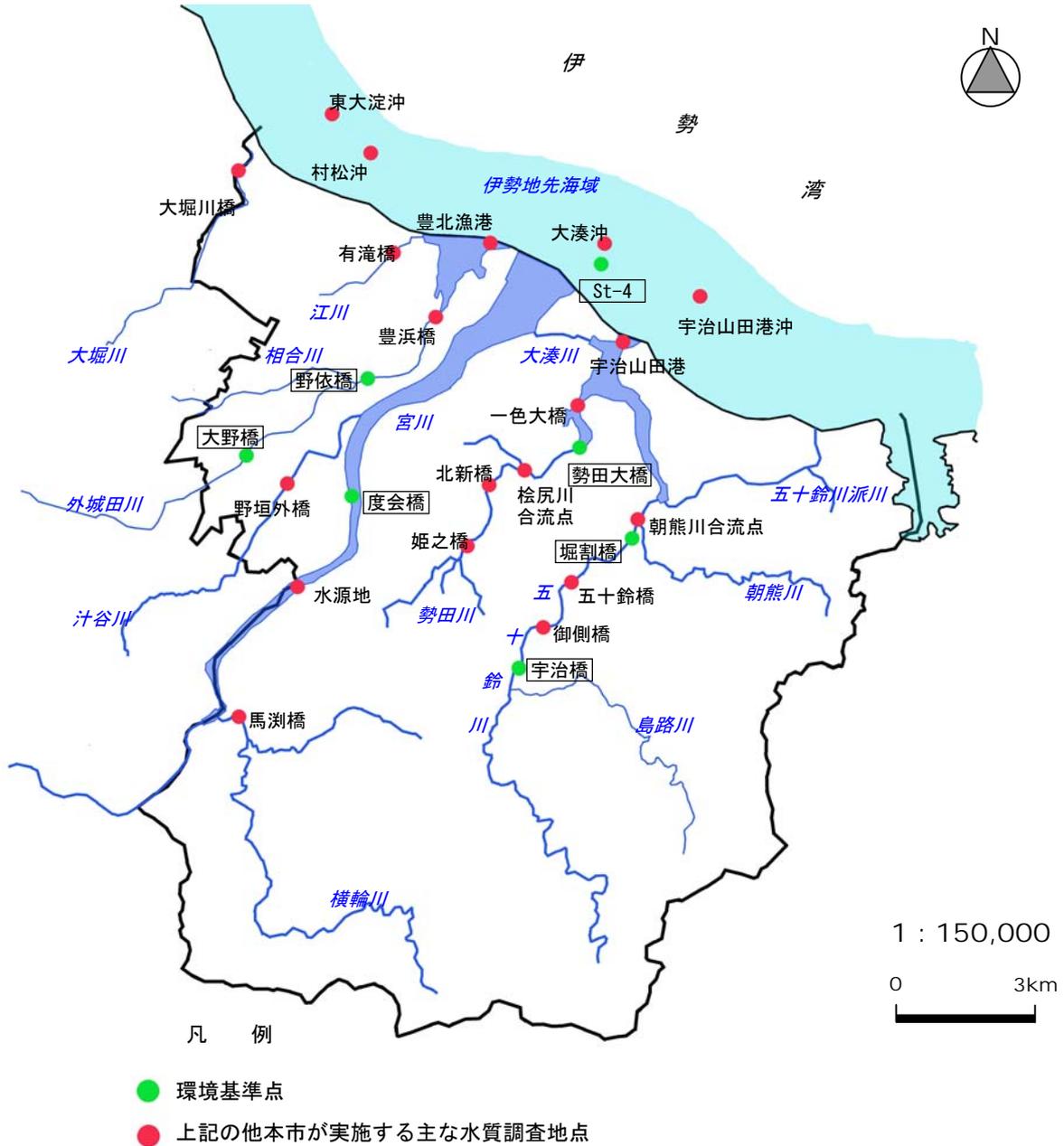
1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
    〃 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
    〃 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/λ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/λ 以下

## 2. 水質の現状及び動向

環境基準点などの水質調査地点を図資2-1に示す。

外城田川、宮川、勢田川、五十鈴川では、これらの環境基準点において、国及び三重県が水質測定を実施している。また伊勢市においても、上記4河川の水質測定を行っている他、環境基準の設定がされていない江川、大堀川、汁谷川についても水質測定を行っている。



注:本市の調査地点では、幹線排水路を除き、概ね各年につき4回/年以上の調査を実施している地点を表示した。

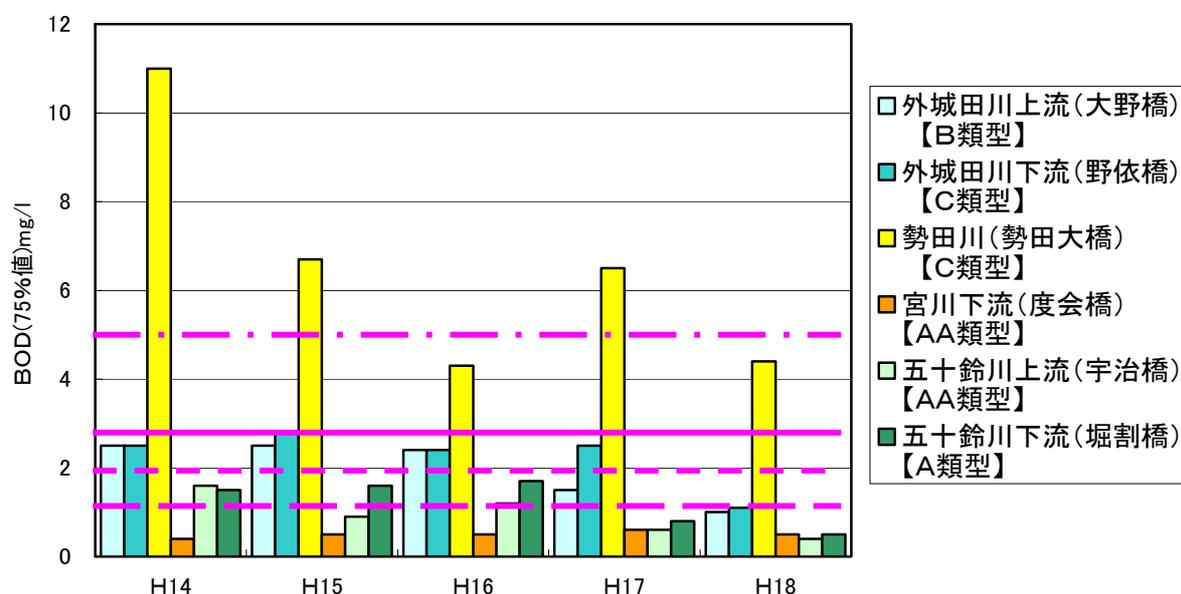
図資2-1 環境基準点などの水質調査地点

## (1) 環境基準点における河川間の水質比較

各地点での水質調査のうち、環境基準点（国及び三重県による調査）の調査結果を図資2-2に示す。

各基準点における環境基準の達成状況について、河川の有機汚濁の代表的な水質指標であるBODの75%値をみると、外城田川(上流・下流とも)では過去5年間で全て環境基準を達成している。勢田川では、平成14、15、17年で環境基準を上回っているが、やや減少傾向を示している。宮川では、下流(度会橋)で全て環境基準を達成している。五十鈴川は、上流の平成14、16年で環境基準非達成となっているが、その他の年と下流では環境基準を達成している。

河川間を比較すると、勢田川が最も汚濁傾向であり、次いで外城田川、五十鈴川、宮川の順に汚濁傾向となっている。



— AA類型環境基準値、- - - A類型環境基準値、— B類型環境基準値、- · - C類型環境基準値

出典：各年度公共用水域及び地下水の水質調査結果（三重県）

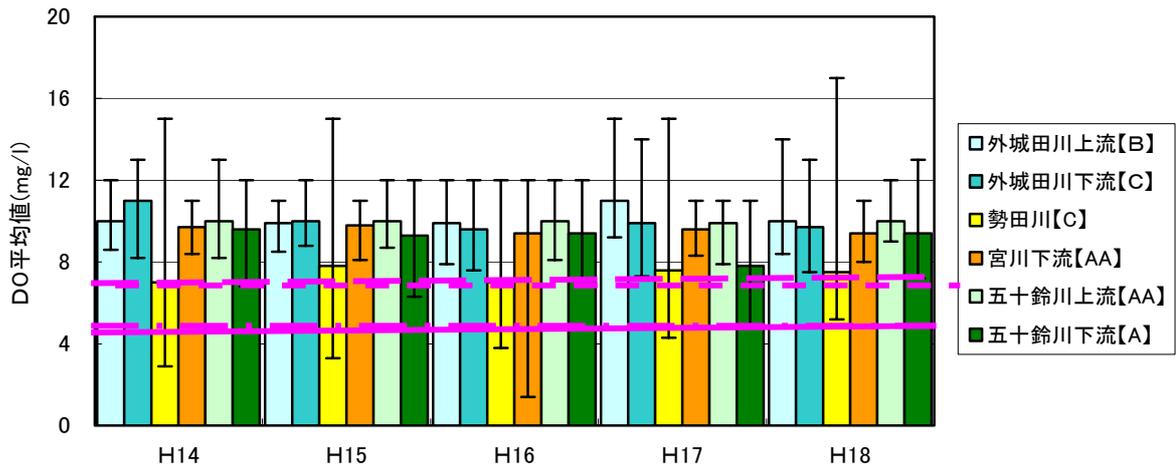
注：グラフ中、定量下限値(0.5mg/l)未満の値は、定量下限値として表示した。

図資2-2(1) 河川の生物化学的酸素要求量(BOD)75%値の経年変化

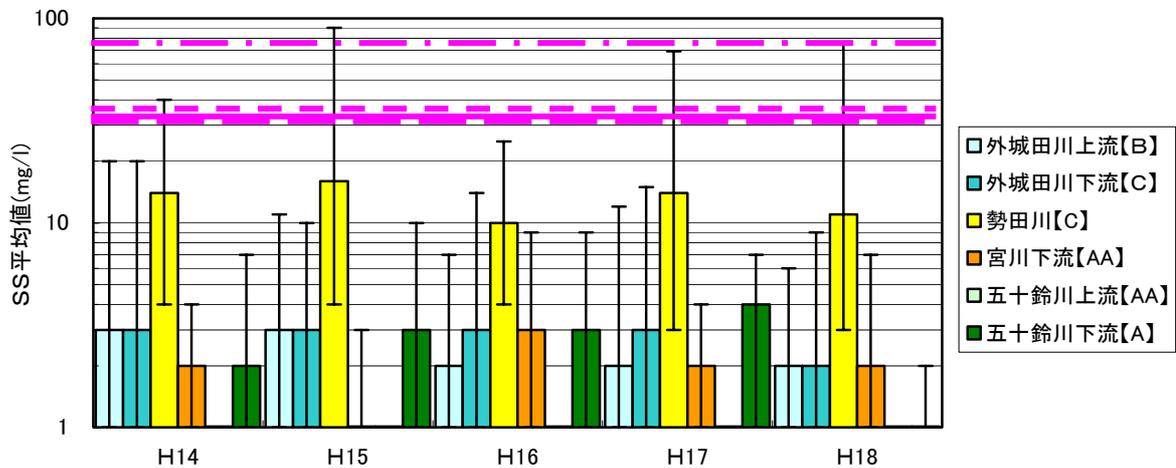
その他の項目については、次ページに示すとおりである。DOについては、勢田川で最小値が環境基準以下であることが多いが、近年改善傾向である。SSでは勢田川の一部の時期環境基準を超過する値もあるが、他の河川・基準点も含め、概ね環境基準値以下である。大腸菌群数は、全河川・基準点ともに、大部分が環境基準を超過する傾向である。なお、図化していないが、pHはほぼ全河川・基準点で環境基準を達成している。

またCOD、T-N、T-Pなどの汚濁傾向は、BODと同様に、勢田川が最も汚濁傾向であり、次いで外城田川、五十鈴川、宮川の順に汚濁傾向となっている。

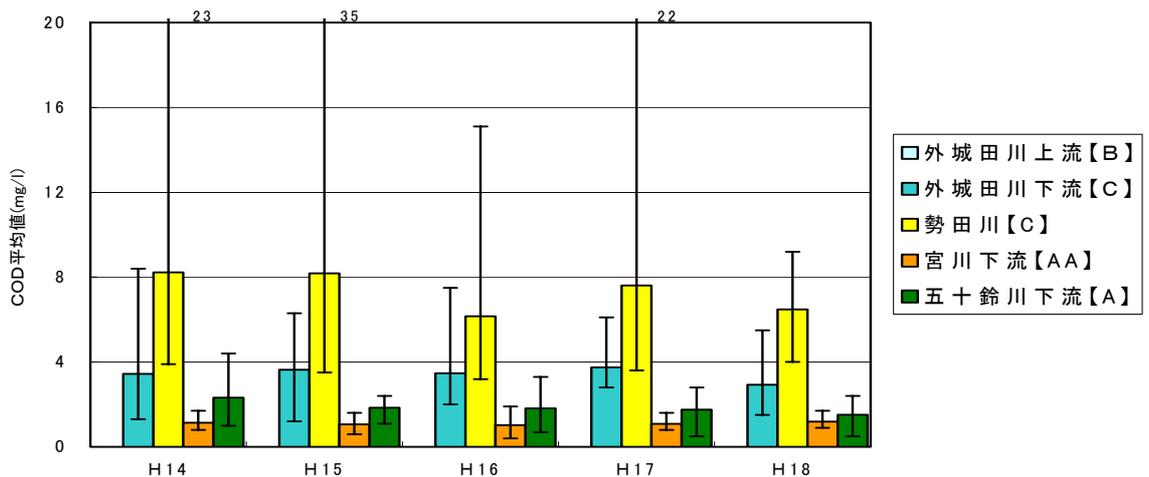
溶存酸素量(DO)



浮遊物質(S S)



化学的酸素要求量(COD)



外城田川上流・宮川上流・五十鈴川上流については、測定データなし。  
また、河川に係る環境基準でCODには基準値の設定はない。

— AA類型環境基準値、- - - A類型環境基準値、—— B類型環境基準値、- · - · C類型環境基準値

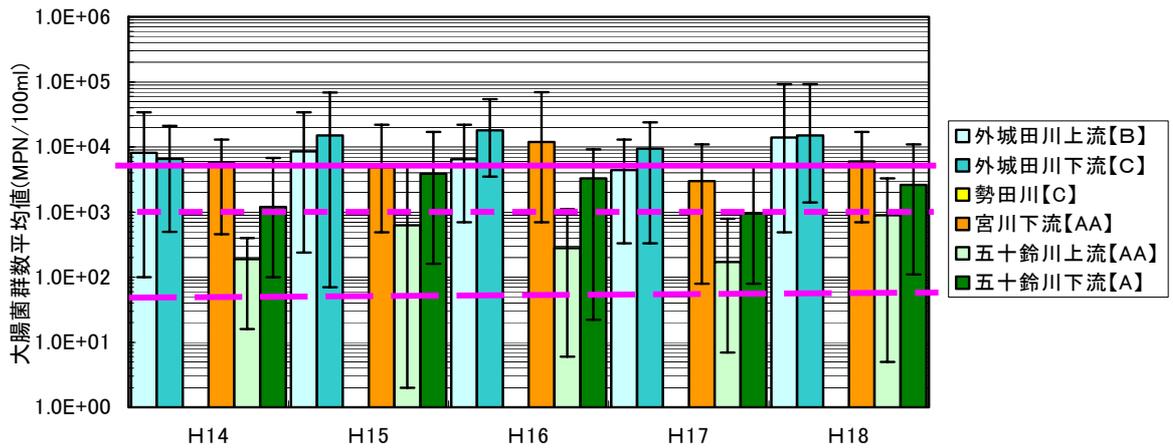
注：グラフ中の高低線は最小値～最大値を、凡例の【 】内は類型指定を示す。

また、各項目の定量下限値未満の値は、グラフ中では定量下限値として表示した。

出典：各年度公共用水域及び地下水の水質調査結果（三重県）

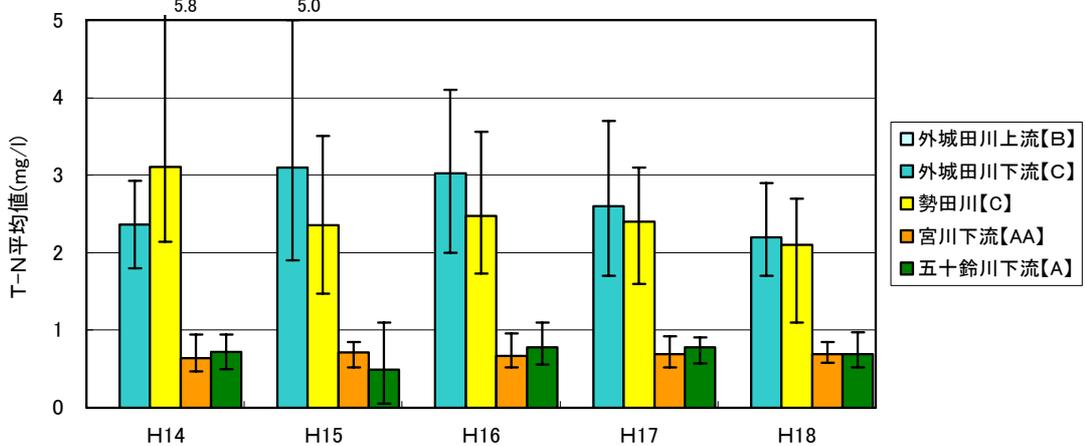
図資 2-2(2) 河川環境基準点水質経年変化 (DO、SS、COD)

大腸菌群数



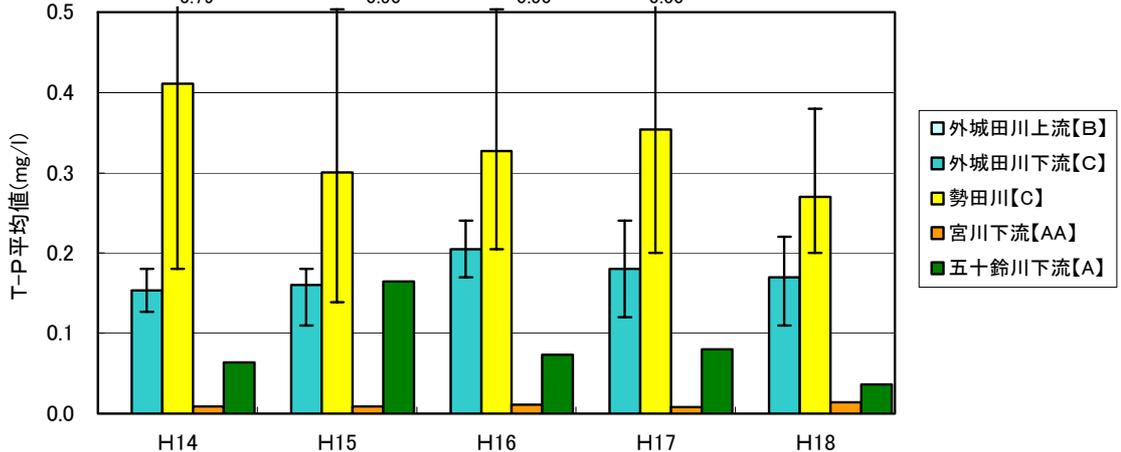
勢田川については、測定データなし。

全窒素 (T-N)



外城田川上流・宮川上流・五十鈴川上流については、測定データなし。  
また、河川に係る環境基準でT-Nには基準値の設定はない。

全りん (T-P)



外城田川上流・宮川上流・五十鈴川上流については、測定データなし。  
また、河川に係る環境基準でT-Pには基準値の設定はない。

— AA類型環境基準値、- - - A類型環境基準値、—— B類型環境基準値

注：グラフ中の高低線は最小値～最大値を、凡例の【 】内は類型指定を示す。

また、各項目の定量下限値未満の値は、グラフ中では定量下限値として表示した。

出典：各年度公共用水域及び地下水の水質調査結果（三重県）

図資 2-2(3) 河川環境基準点水質経年変化（大腸菌群数、T-N、T-P）

## (2) 各河川の水質変化（上～下流など）

各河川の水質調査のうち、本市の調査による水質の状況（市環境課資料）を図資2-3に示す。

### 〔五十鈴川水系〕

五十鈴川水系では、県の調査による環境基準点の状況と同様に、各地点とも大腸菌群数を除き概ね環境基準を満足する状況である。傾向としては、島路川合流後の宇治橋から流下するにしたがって汚濁が進む傾向があり、これは特に平成17年度以降顕著である。

なお、五十鈴川水系では、図資2-3に示した地点の他にも、平成18年度からは五十鈴川派川橋橋の調査を実施している他、特に観光客などが集中する時期の浦田橋の調査なども行っている。

### 〔勢田川水系〕

勢田川水系では、調査地点中最上流である姫之橋では汚濁傾向は低いが、北新橋と環境基準点勢田大橋でBODが高い値を示すことが多く、生活排水などの影響を強く受けていると考えられる。なお、環境基準点勢田大橋の下流である一色大橋では、各年・各項目とも水質が回復する傾向となっている。

### 〔宮川水系〕

宮川水系では、県の調査による環境基準点の状況と同様に、各地点とも大腸菌群数を除き概ね環境基準を満足する状況であり、近年ではBODで水質の改善傾向が見られる。また、本市域の大きな支流である横輪側（馬淵橋）の水質は、概ね宮川本川と同レベルである。

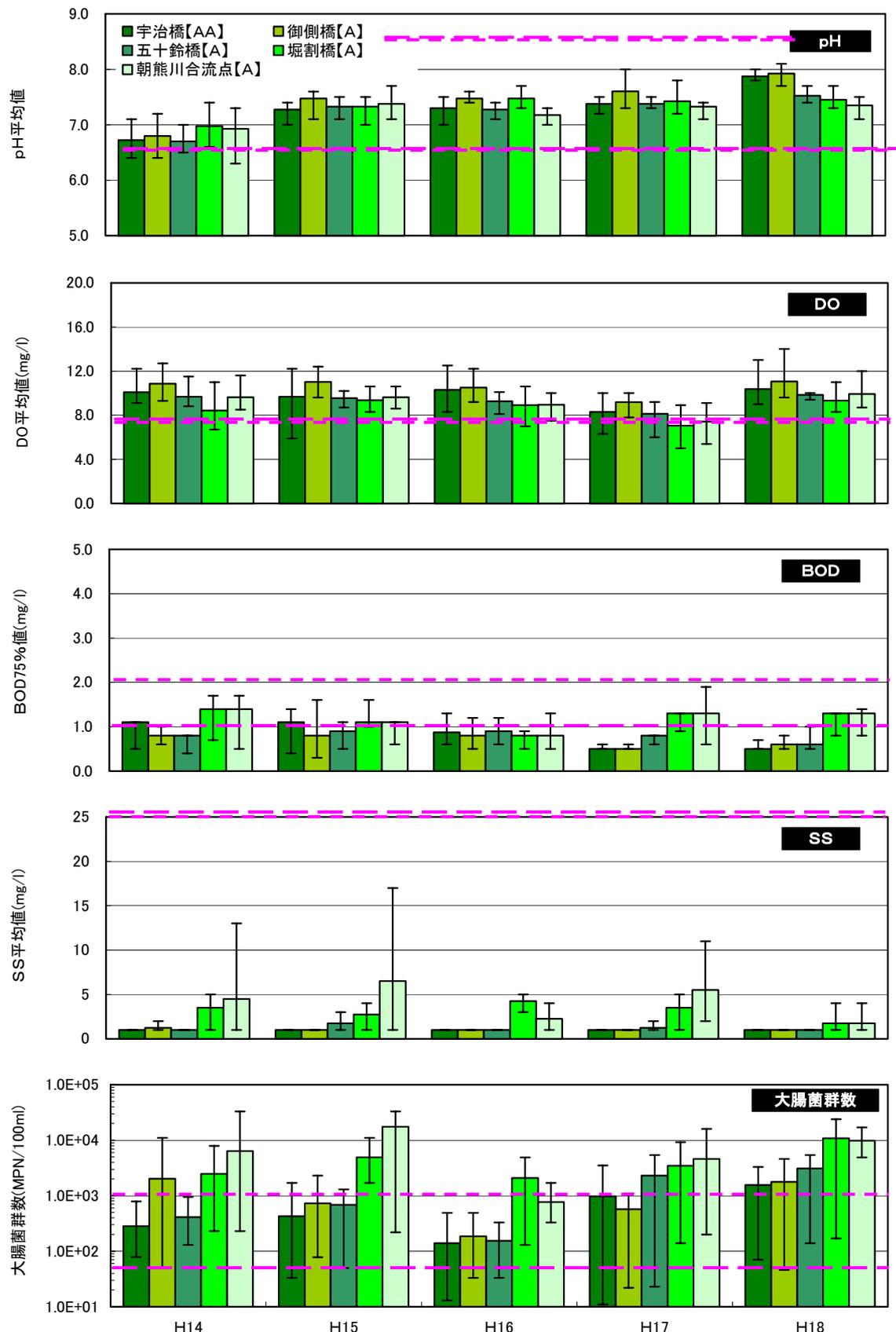
### 〔外城田川水系〕

外城田川水系では、調査地点中最上流である環境基準点大野橋では大腸菌群数を除き概ねB類型の環境基準を満足する水質であるが、中流に位置する環境基準点野依橋でBODが高い値を示すことが多い。なお、環境基準点野依橋の下流である豊浜橋では、各年・各項目とも水質が回復する傾向となっている。

### 〔その他の河川〕

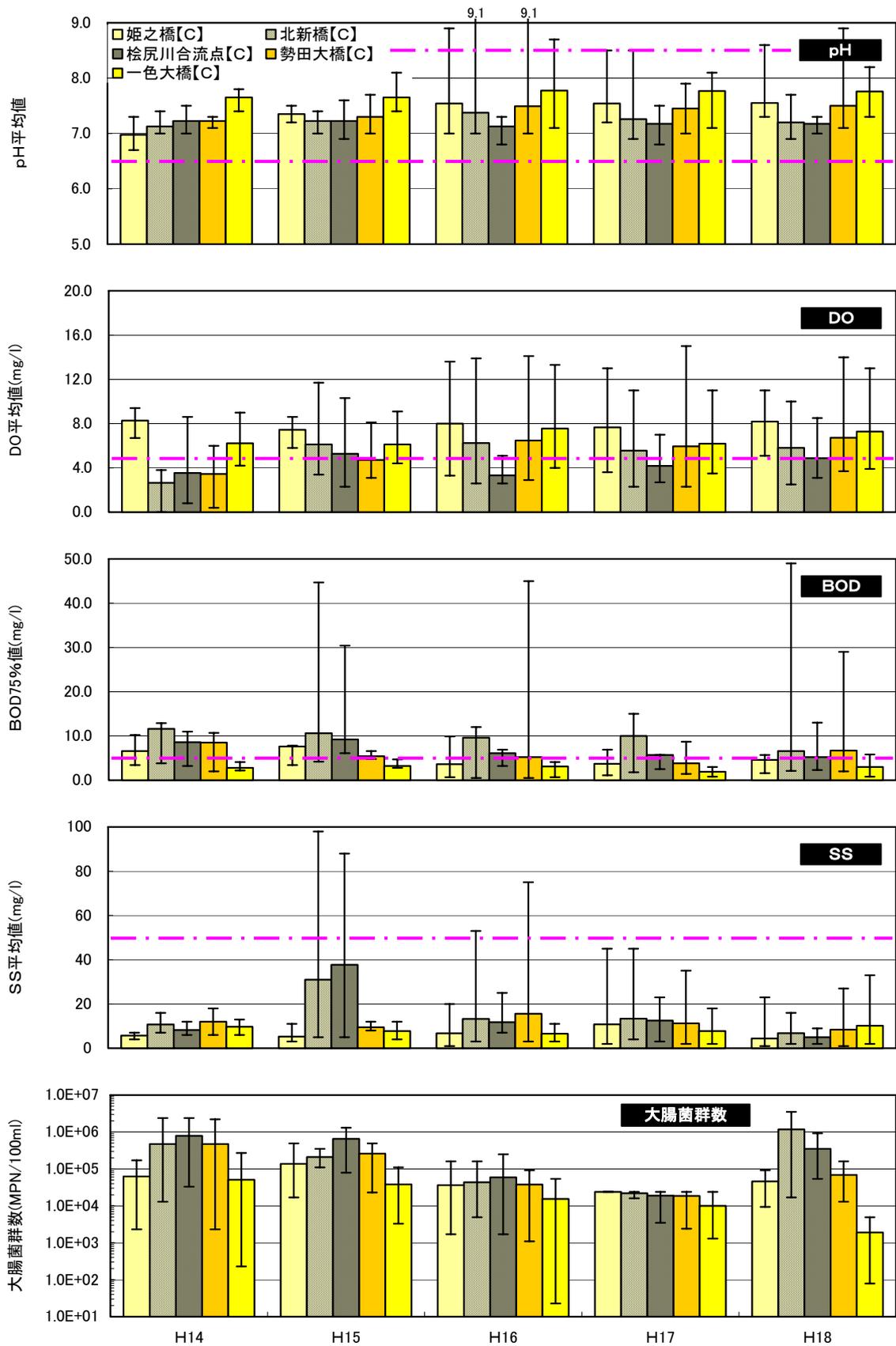
その他の河川（江川、大堀川、汁谷川）について、各年の傾向を見ると、概ね外城田川と同などの水質である。これらの河川に対しての環境基準の類型指定はないが、B～C類型相当の水質となっている。

なお、図資2-3に示した地点の他にも、大堀川の大堀川合流点、相合川、汁谷川（片岸橋、下小俣樋門）など、比較的規模の小さい河川についてもスポット的に水質測定を行い、河川水質の状況を年ごとに確認している。



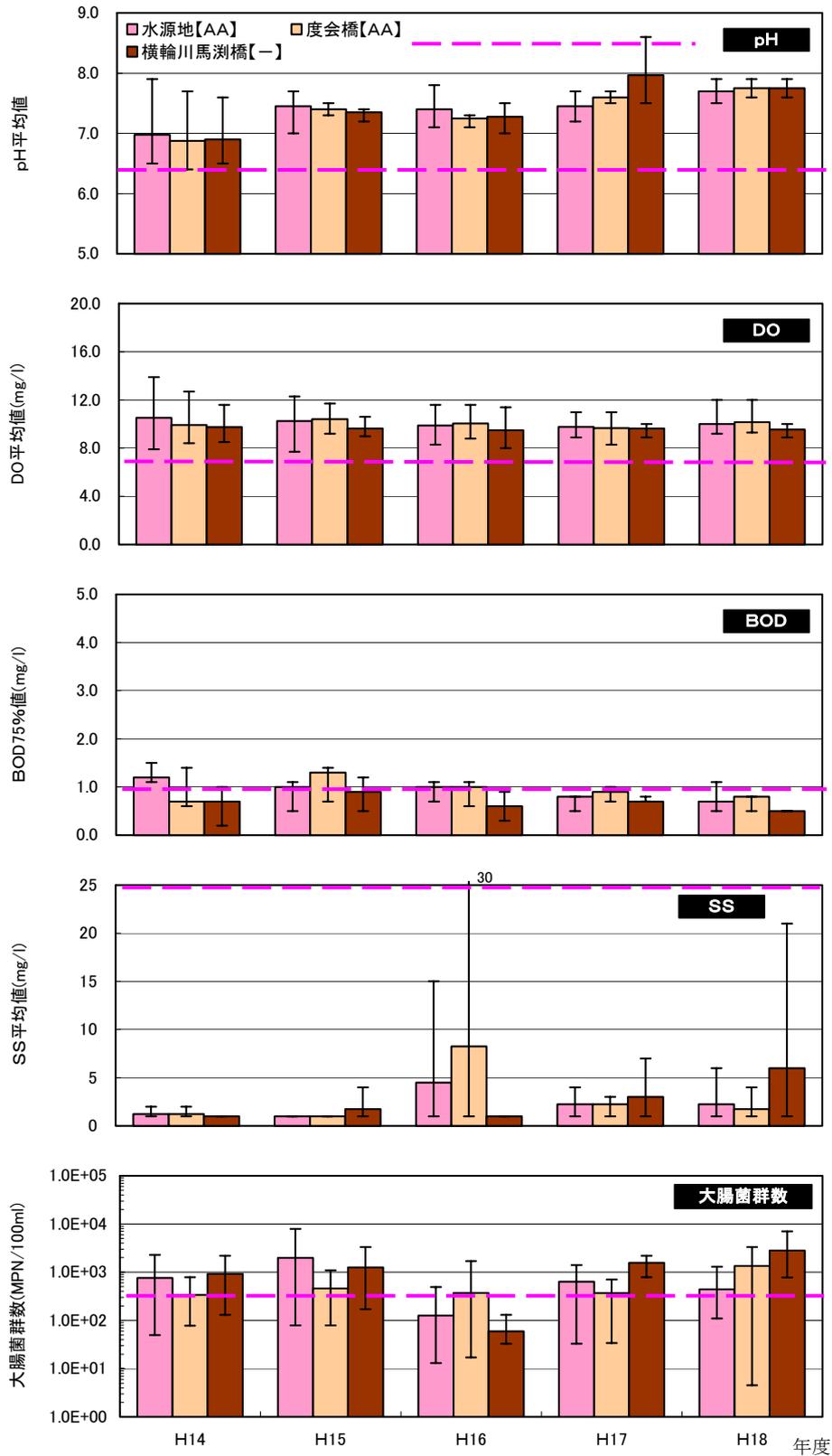
— AA類型環境基準値、- - - A類型環境基準値  
 注：グラフ中の高低線は最小値～最大値を、凡例の【 】内は類型指定を示す。  
 また、各項目の定量下限値未満の値は、グラフ中では定量下限値として表示した。

図資 2-3(1) 各河川での水質変化 (五十鈴川水系)



--- C類型環境基準値（大腸菌群数の基準値はない）  
 注：グラフ中の高低線は最小値～最大値を、凡例の【 】内は類型指定を示す。  
 また、各項目の定量下限値未満の値は、グラフ中では定量下限値として表示した。

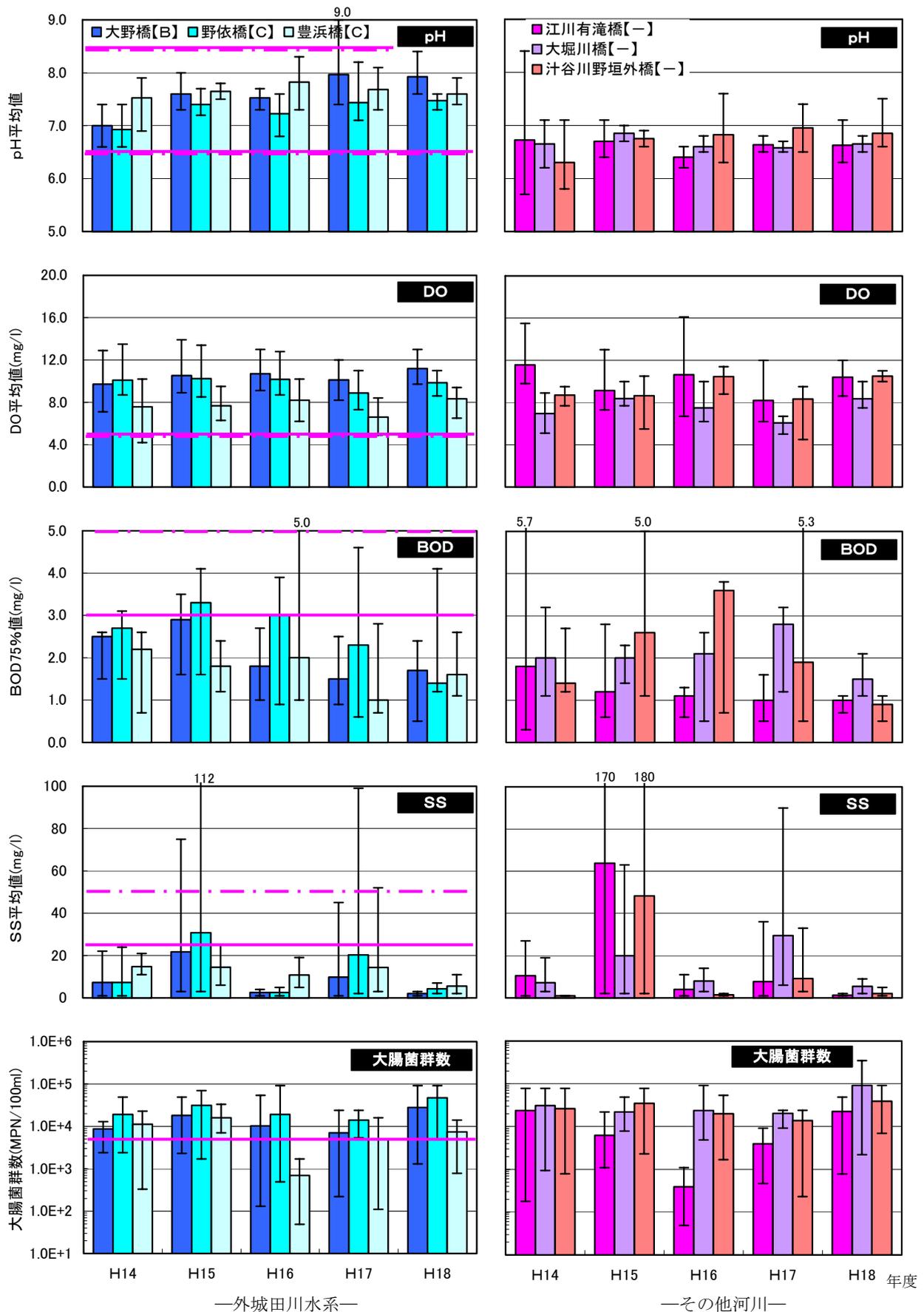
図資 2-3(2) 各河川での水質変化（勢田川水系）



— AA類型環境基準値

注：グラフ中の高低線は最小値～最大値を、凡例の【 】内は類型指定を示す（「-」は類型指定なし）。また、各項目の定量下限値未満の値は、グラフ中では定量下限値として表示した。

図資 2-3(3) 各河川での水質変化（宮川水系）



—外城田川水系—  
 —その他河川—  
 — B類型環境基準値、- - - C類型環境基準値 (C類型の大腸菌群数の基準値はない)  
 注：グラフ中の高低線は最小値～最大値を、凡例の【】内は類型指定を示す(「-」は類型指定なし)。  
 また、各項目の定量下限値未満の値は、グラフ中では定量下限値として表示した。

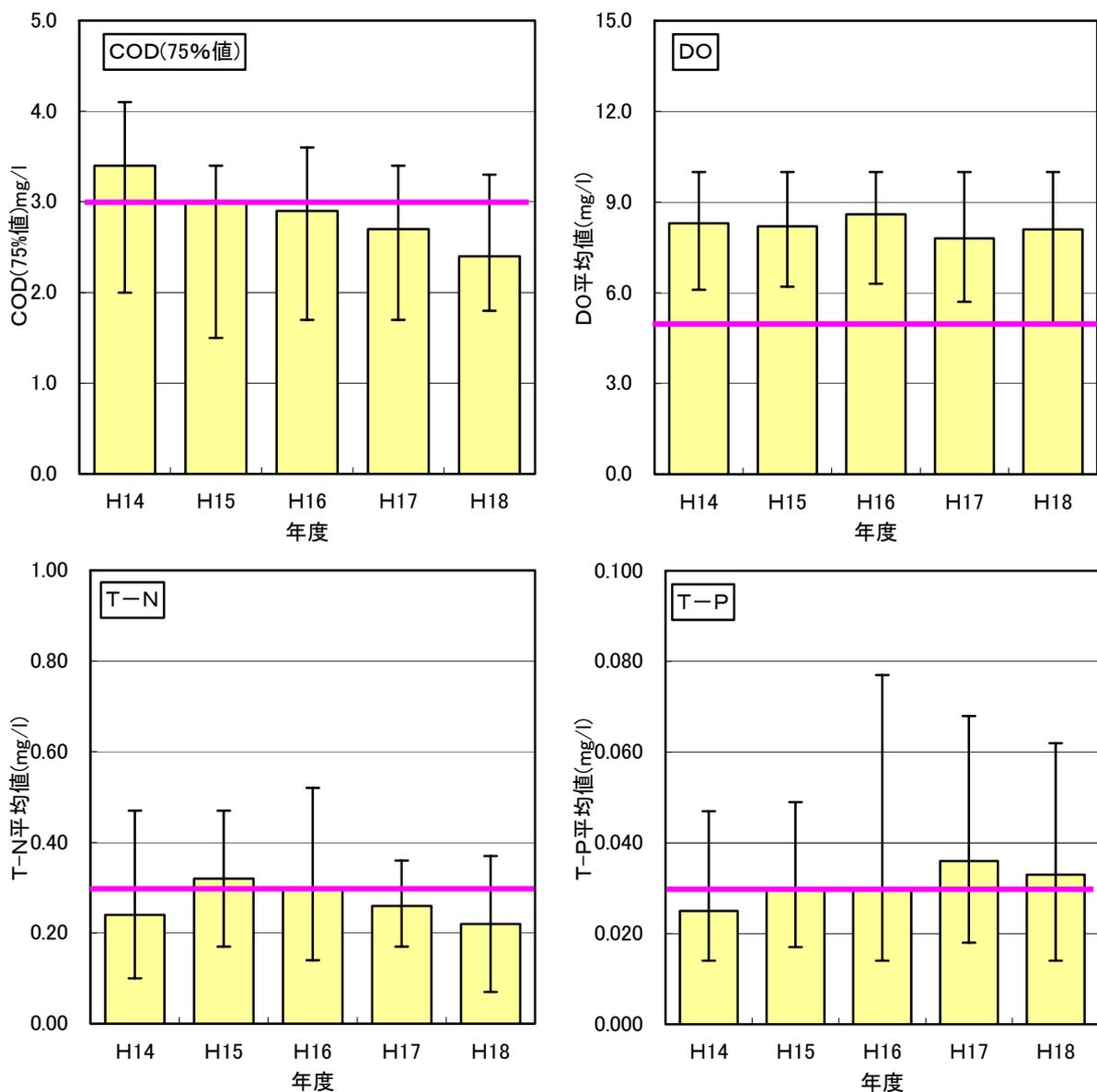
図資 2-3(4) 各河川での水質変化 (外城田川水系、その他河川)

### (3) 海域の水質の状況

海域については伊勢地先海域St-4の地点（環境基準点）において三重県が水質測定を行っており、この結果を図資2-4に示す。

海域の有機汚濁の代表的な水質指標であるCODの達成状況をみると、平成15年以降は環境基準を達成しており、濃度は近年減少傾向である。DOはすべて環境基準値を満たしている。なお、図化していないが、pHは概ね環境基準を達成しており、油分は全て検出されていない。

T-N、T-Pでは年間の平均値により達成・非達成を判断するが、T-Nでは平成16年以降環境基準を達成しており、T-Pでは平成17年以降非達成である。



— 伊勢地先海域に適用される環境基準値(B類型、II類型)

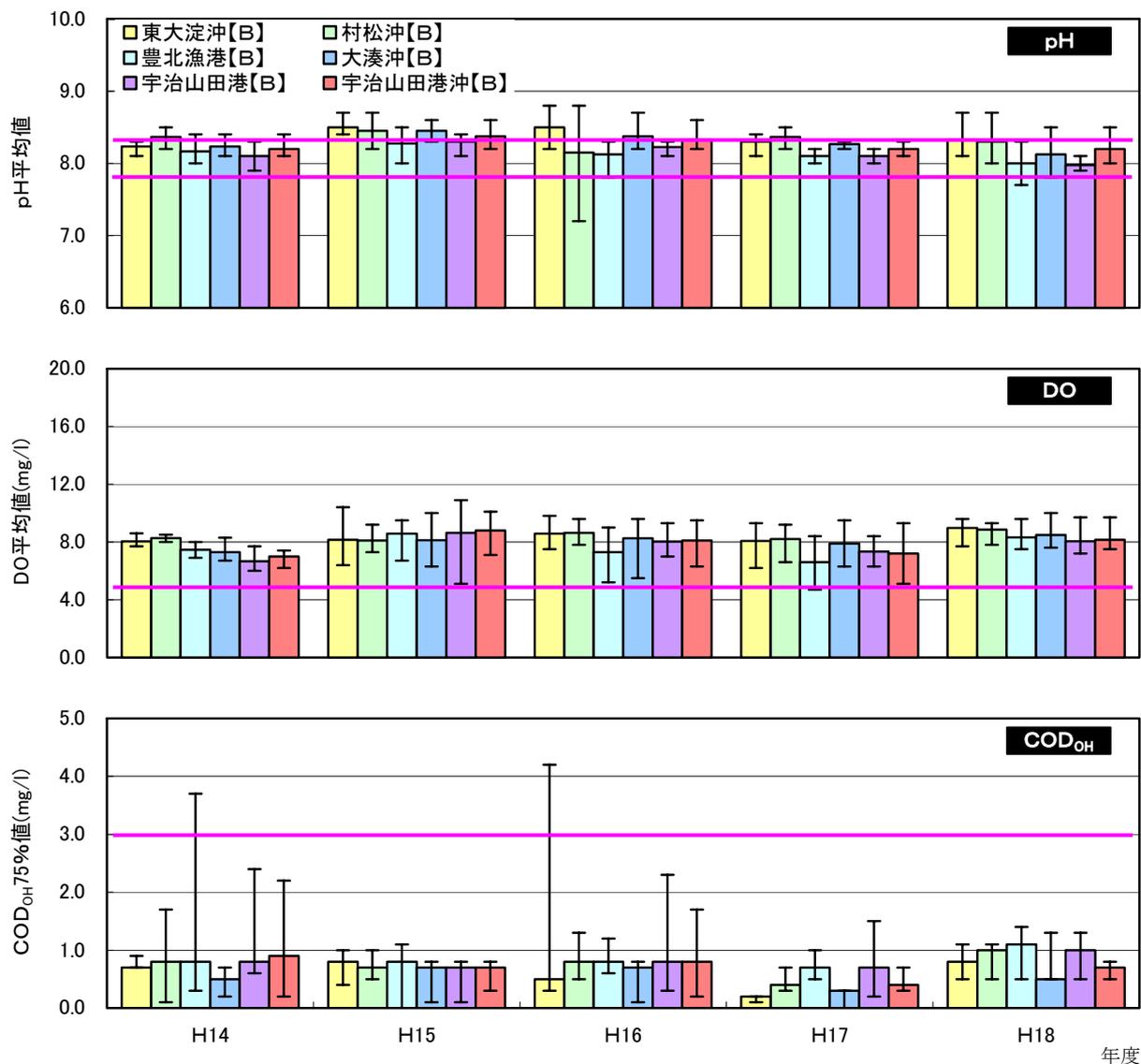
注：グラフ中の高低線は最小値～最大値を示す。

出典：各年度公共用水域及び地下水の水質調査結果（三重県）

図資2-4 海域水質経年変化（伊勢地先海域）

一方、先の伊勢地先海域St-4の地点（環境基準点）の他、本市では6地点の水質測定を行っている。これらの結果を図資2-5に示す。

CODの達成状況をみると、平成17年以降は全地点で環境基準を達成している。



— 伊勢地先海域に適用される環境基準値(B類型)

注：グラフ中の高低線は最小値～最大値を示す。

資料：市環境課

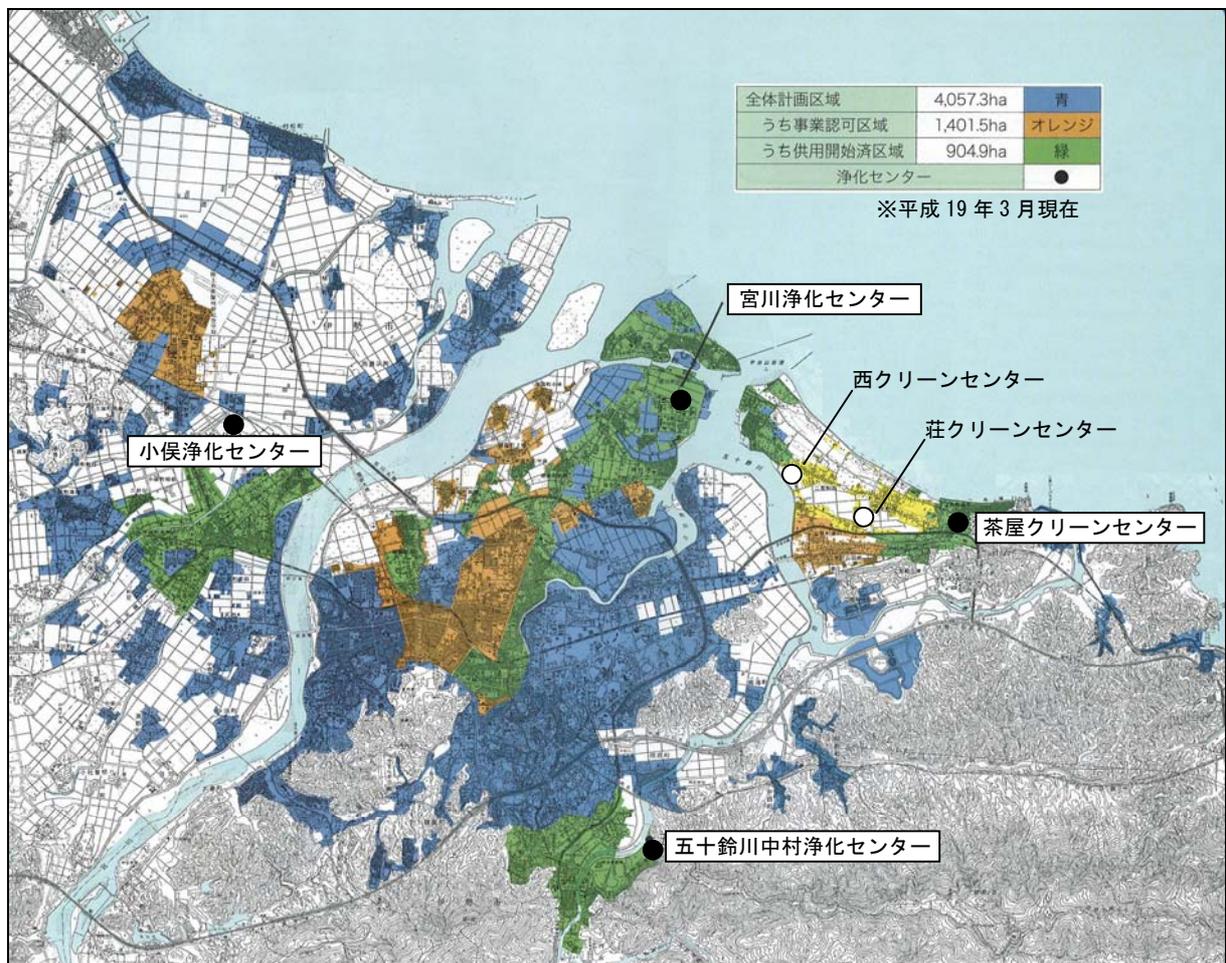
図資2-5 海域水質経年変化 (本市調査)

### 【資料3】生活排水処理施設整備状況

#### 1. 下水道の整備状況

伊勢市の下水道計画は、宮川流域下水道(宮川処理区)事業計画を基本としている。この事業計画は、三重県が策定した中南勢水域流域別下水道整備総合計画に基づき、1市2町(伊勢市・明和町・玉城町)を計画区域としている。

伊勢市の公共下水道は、1,401.5haの区域について事業認可を受け、下水道施設(汚水管渠など)の整備を行っており、平成18年度には流域関連公共下水道の第1期整備区域(462.8ha)が供用開始され、904.9haの地区で下水道が整備された(図資3-1及び表資3-1参照)。



注：○は農業集落排水施設(詳細は後述)

出典：市上下水道部資料

図資3-1 本市の下水道計画

表資3-1 本市の下水道計画

区分	全体計画区域	事業認可区域
面積	4057.3ha	1401.5ha
計画処理人口	134,820人	57,870人
日平均汚水量	64,748m <sup>3</sup> /日	27,165m <sup>3</sup> /日
日最大汚水量	81,733m <sup>3</sup> /日	34,374m <sup>3</sup> /日
浄化センター	宮川浄化センター 五十鈴川中村浄化センター 茶屋クリーンセンター 小俣浄化センター	

平成19年3月31日現在。

本表の下水道事業は、「流域関連公共下水道事業」の他、「公共下水道事業」、「特定環境保全公共下水道事業」を含む。

二見町内での農業集落排水事業(後述)は、本表には含まない。

「全体計画区域」には「事業認可区域」を含む。

### (1) 宮川流域下水道事業

宮川流域下水道事業は、先に示したとおり、本市(伊勢市)、明和町、玉城町の1市2町を整備区域とし、宮川などの公共用水域の水質を守るため、平成10年度より下水道整備に着手し、平成18年6月より一部供用を開始している。事業計画概要(全体計画)は、図資3-2及び表資3-2に示すとおりである。



図資3-2 宮川流域下水道(宮川処理区)

表資3-2 宮川流域下水道(宮川処理区)の計画概要

計画処理面積	全体計画 5,034.6 ha
計画人口	全体計画 167,720 人
計画処理水量	全体計画 1日あたり最大102,000 m <sup>3</sup>
幹線管渠延長	全体計画 48.2 km
下水排除方式	分流式
下水処理方式	全体計画 嫌気-無酸素-好気法+凝集剤添加+急速ろ過法
放流先	五十鈴川
関係市町村	伊勢市・明和町・玉城町 以上1市2町

以上図表の出典:「みえの下水道」(三重県ホームページより)

## (2) フレックスプランでの公共下水道事業

本市では、流域下水道が整備されるまでの公共用水域の水質保全上など緊急的な措置として、特定環境保全公共下水道事業に着手し、五十鈴川中村浄化センター(旧伊勢市)、茶屋クリーンセンター(旧二見町)を整備し、供用を開始している。また、流域下水道の幹線などが整備されるまでの暫定的な事業として、小俣浄化センター(旧小俣町)を整備し、供用を開始している。これらの処理施設の位置は先の図資3-1に示したとおりであり、これらの施設概要は表資3-3のとおりである。これらは、ともに将来的には流域下水道に接続する予定である。

表資3-3 フレックスプランでの公共下水道の概要

施設名称	五十鈴川中村浄化センター (特定環境保全公共下水道)	茶屋クリーンセンター (特定環境保全公共下水道)	小俣浄化センター
計画処理面積	176 ha	55 ha	218 ha
計画人口	4,140 人	2,570 人	10,520 人
計画処理水量	1日あたり最大3,200 m <sup>3</sup>	1日あたり最大2,316 m <sup>3</sup>	1日あたり最大5,300 m <sup>3</sup>
下水排除方式	分流式	分流式	分流式
下水処理方式	オキシデーションディッチ法 +砂ろ過法	好気性ろ床法	好気性ろ床法
放流先	五十鈴川	茶屋都市下水路→伊勢湾	相合川
供用開始年月	平成11年3月31日	平成5年10月1日	平成10年4月1日

出典：みえの下水道2006-2007(三重県県土整備部下水道室)

## 2. 農業集落排水施設の整備状況

農村地域の下水道については、農業振興地域内で流域関連公共下水道整備区域外の農村集落の一部を、集落単位で区域設定し、その区域ごとに終末処理場で処理できるよう整備しており、本市域では、農業集落排水施設として、二見町の荘クリーンセンター、西クリーンセンターにて汚水の処理を行っている。これらの処理施設の位置は先の図資3-1に示したとおりであり、これらの施設概要は表資3-4のとおりである。これにより、市域の普及率は1.9%である(市勢統計要覧2006年版より)。

また、この他、市内の6集落5処理区(大倉・佐八町、津村町、円座町、上野町、神菌町)においても農業集落排水事業を計画していたが、平成19年度末現在で未着手である。

表資3-4 農業集落排水施設の概要

施設名称	荘クリーンセンター	西クリーンセンター
処理面積	37.3 ha	31.2 ha
計画人口	1,170 人	1,390 人
処理水量(処理能力)	1日あたり最大316 m <sup>3</sup>	1日あたり最大376 m <sup>3</sup>
管渠延長	6,390m	7,110m
処理方式	嫌気性ろ床+接触曝気	嫌気性ろ床+接触曝気
放流先	五十鈴川	五十鈴川
供用開始年月	平成4年5月1日	平成6年5月16日

出典：市上下水道部資料

### 3. 浄化槽の整備状況

合併処理浄化槽については、し尿・雑排水をともに処理するものである。本市では、合併処理浄化槽の設置者に対し、その費用の一部を補助している。平成19年3月末現在における合併浄化槽人口は28,019人、単独浄化槽人口は52,091人となっている。下水道整備による集合処理への接続が進みつつあるものの、単独浄化槽人口が占める割合は、行政区域内人口135,944人に対し38.3%と比較的高い。

合併処理浄化槽の設置に関しては、下水道認可区域外では国・県・市の補助が、また下水道認可区域内においては市が補助金を交付している。平成18年度の浄化槽設置に係る申請件数は下表(表資3-5)のとおりである。

表資3-5 平成18年度の合併浄化槽設置申請件数

区 分	5人槽	7人槽	10人槽	5人槽 (高度処理)	7人槽 (高度処理)	計
国・県・市補助有 (下水道認可区域外)	206	192	27	—	—	425
市単独事業 (下水道認可区域内)	36	38	3	—	—	77
合 計	242	230	30	—	—	502

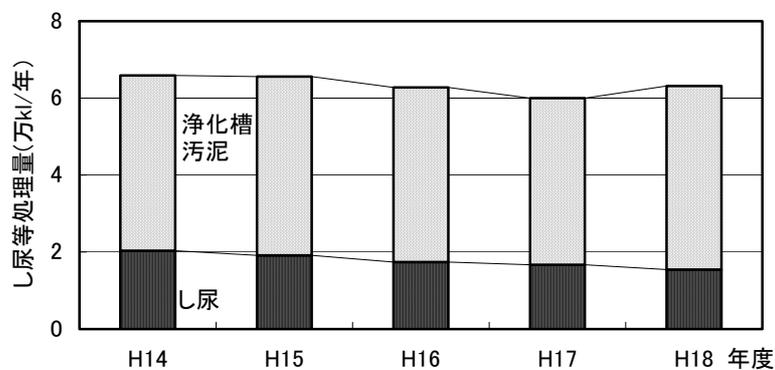
単位：基

資料：伊勢市環境課

一方、単独処理浄化槽については、し尿のみ処理し、雑排水は未処理で放流するものであるため、公共用水域への負荷が大きい。このため、「浄化槽法」(昭和58年法律第43号)の改正により、平成13年4月以降、新設は禁止されている。

#### 4. し尿などの処理状況

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥については、1市2町（伊勢市、玉城町、度会町）で構成する伊勢広域環境組合クリーンセンター（し尿処理施設）で処理されている。このうち本市分のし尿など処理量の推移は図資3-3のとおりである。



出典：各年度環境省「一般廃棄物処理実態調査」

図資3-3 伊勢広域環境組合クリーンセンターでのし尿など処理量(本市分)の推移

## 【資料4】生活排水処理施設整備事業の種類

生活排水処理施設の種類は、下表に示すとおり、複数の家屋の生活排水をまとめて処理する集合処理方式(下水道、集落排水施設など)と各戸の生活排水を個別に処理する個別処理方式(浄化槽)とに大別される。また、整備や運営の方法については、市町などの地方公共団体などが行うもの、団地開発事業者や団地管理団体などが行うもの、あるいは私個人が行うものに区分される。

表資4-1 生活排水処理施設整備事業の種類

集合処理	公共下水道 (広義)	公共下水道 (狭義)	主として市街地で建設・管理する下水道。	国土交通省 所管
		特定環境保全 公共下水道	自然景勝地などの観光地や農山漁村などで整備・管理する下水道。	
	流域下水道	二つ以上の市町の汚水を集めて広域的に処理する下水道。		
	農業集落排水施設	農業振興地域内で計画規模が概ね20戸以上かつ1,000人以下。	農林水産省 所管	
	漁業集落排水施設	漁港の背後集落で計画規模が100人以上5,000人以下。		
	林業集落排水施設	林業振興地域または森林整備推進市町村で計画規模が20戸以上かつ1,000人以下。		
	簡易排水施設	振興山村地域などにおいて計画規模が10戸以上20戸未満。		
	小規模集合排水処理施設	計画規模が2戸以上20戸未満。	総務省 所管	
コミュニティ・プラント	計画規模が101人以上30,000人以下。	環境省 所管		
個別処理	個別排水処理施設	集合処理区域の周辺地域または市町村設置型浄化槽の地域内において計画規模が単年度当り20戸未満。	総務省 所管	
	市町村設置型浄化槽	計画規模が単年度当り20戸以上。市町が設置・管理する浄化槽。	環境省 所管	
	個人設置型浄化槽	個人が設置・管理する浄化槽。		

注：流域下水道の終末処理場、幹線管渠と、個人設置型浄化槽以外は、すべて市町によって整備・管理される。

出典：生活排水処理アクションプログラム(平成18年3月、三重県)